

第 16 回 定時株主総会 || 招集ご通知

日時：2024年6月24日(月曜日)午前10時

場所：ヒルトン東京お台場

1階 ペガサス

東京都港区台場一丁目9番1号

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

白藍 Shiraai

インターネット及び郵送による議決権行使期限

6月21日（金曜日）18時まで



スマートフォンにより簡単に議決権行使が可能です。



三越伊勢丹ホールディングス

(証券コード 3099)

ごあいさつ

株主の皆さんにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第16回定時株主総会を2024年6月24日に開催いたしますので、招集ご通知をお届けするにあたりご挨拶申しあげます。

三越伊勢丹グループにとって、2023年度は飛躍とマイルストーン達成の年となりました。新型コロナウイルス感染症による世界的蔓延状況に一定の落ち着きがみられ、日本においても海外との行き来が本格的に回復する一方で、地政学リスクや円安の進行、物価上昇等、当社に影響を及ぼす機会とリスクが混在する1年でした。

その中で、中期経営計画（2022年度～2024年度）を着実に推進してきた結果、当初目標を大幅に上回り、統合以来最高の営業利益を達成することができました。また、配当につきましては、利益の安定化と財務状況等を踏まえて、中間期に加えて、期末につきましても当初予想より増配にてご提案させていただきました。

引き続き、長期ビジョンの達成に向けて、ビジネスモデルの転換やサステナビリティ社会の実現に貢献し、グループの総力をあげて企業価値向上を目指してまいります。株主の皆さんにおかれましては、今後も変わらぬご愛顧とご支援賜りますようお願い申し上げます。

取締役代表執行役社長 CEO

細谷 敏幸

こころ動かす、
ひとの力で。



三越伊勢丹グループ企業理念

詳しくはこちら



株主各位

(証券コード 3099)
2024年6月 3日
(電子提供措置の開始日 2024年5月24日)
東京都新宿区新宿五丁目16番10号
株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役代表執行役社長 細谷敏幸

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、下記のとおり第16回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.imhds.co.jp/ja/ir/stockholder/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月21日（金曜日）午後6時までに議決権行使をお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

●お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第16期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以上

~~~~~  
●当日ご出席の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●書面交付請求された株主さまへ交付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①事業報告

【当社グループの現況に関する事項】

財産および損益の状況の推移

主要な事業内容

主要な営業所および事業所

従業員の状況

【会社の株式に関する事項】

【会社の新株予約権等に関する事項】

【会社役員に関する事項】

社外役員に関する事項

責任限定保険の内容

役員等賠償責任保険契約の内容

【会計監査人に関する事項】

【業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項】

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

【コーポレート・ガバナンスに関する取り組み】

②連結計算書類

連結貸借対照表・連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考）

連結株主資本等変動計算書・連結注記表

③計算書類

貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表

④監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人　監査報告書

監査委員会　監査報告書

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

●議決権行使のお取り扱いにつきましては、次ページのご案内をご参照ください。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主さまの大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使をお願い申し上げます。

①株主総会にご出席いただく場合は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

②議決権行使書面において、賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱いいたします。

③株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意ください（お身体の不自由な株主さまの同伴の方を除きます）。



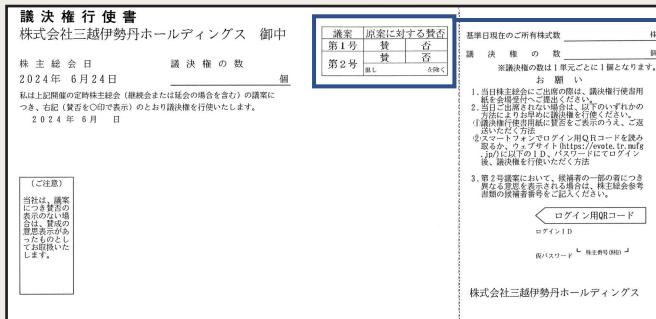
### 郵送で議決権を行使される場合

### 行使期限

2024年6月21日(金曜日)  
午後6時到着分まで

## 機関投資家の皆さんへ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。



こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➞ 「賛」の欄に○印
  - 全員反対する場合 ➞ 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者に  
反対する場合 ➞ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

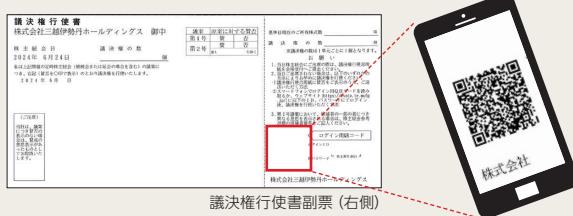
## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)より実施いただぐものです。

### QRコードを読み取る方法

「ログインID」「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- スマートフォンにて同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ります。



- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、2024年6月21日（金曜日）の午後6時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

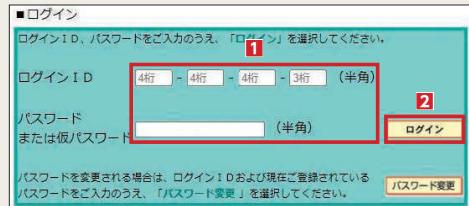
議決権行使サイト(午前2時30分～午前4時30分取り扱い休止)

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使サイトへアクセスする。

- ログインする。

- 「ログインID」「仮パスワード」を入力
- 「ログイン」をクリック



- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 議決権行使サイトのご利用に関するお問い合わせ

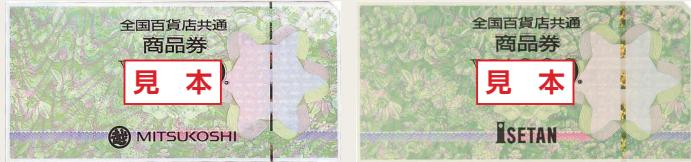
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

## インターネットによる議決権行使プレゼント企画

パソコンやスマートフォンなどインターネットにより議決権行使し、ご応募いただいた株主様の中から、議案の賛否にかかわらず抽選で300名様に全国百貨店共通商品券（1,000円分）をプレゼントします。是非、インターネットによる議決権行使を活用ください。



### 応募期限

2024年6月21日（金曜日）午後6時まで（議決権行使期限）

### 応募方法

#### 1 パソコン、スマートフォンによる議決権行使



#### 2 行使完了画面で、パソコン、スマートフォンによる議決権行使後、「応募フォームに進む」ボタンをクリックし、応募フォーム画面に進む。



#### 3 応募フォームより、プレゼント企画へ応募

### 本企画に関する留意事項について

- 本企画は、(株)三越伊勢丹ホールディングスが主催しています。
- 本企画は国内の株主様のみを対象としています。
- 応募は、議決権行使毎に1回となり、インターネットのみで受け付けます。応募に関わる通信費用等は株主様の負担となります。
- 応募株主様の個人情報は本企画の抽選、当選通知、賞品発送、お問い合わせのみに使用します。
- 本企画を通じて取得した個人情報は、当社の業務委託先や関連会社に上記業務に必要な場合に開示することがあります。
- 当選者の発表は、株主名簿にご登録のご住所へ賞品の発送をもって代えさせていただきます。電話やメールでの当選結果につきましてはお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 本企画は予告なく中止する場合があります。



### 本企画に関するお問合せ

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

お問合せ  
フォーム



### システムに関するお問合せ

運営会社 ギフトパッド

0120-507-905 (通話料無料)

受付時間：10時～17時（土日祝日を除きます。）

# 株主総会のライブ配信のご案内

## オンライン配信日時

2024年6月24日（月曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

※当日ライブ視聴ページには、開始時刻30分前頃よりアクセスが可能となります。

## ご視聴方法

### ■株主総会オンラインサイト

URLにアクセスしてください。

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



### ■ログイン

上記よりアクセス後、ログイン画面にて「ログインID」および「パスワード」を入力の上、ご利用規約に同意いただき、ログインしてください。

1 ログインID 0035 + 株主番号8桁\*

\*株主番号は、「議決権行使書」等に記載されている8桁の番号です。

2 パスワード 株主様の郵便番号7桁 + 2024

\*郵便番号は、2024年3月31日時点の株主名簿ご登録住所の情報を使用しています。

### ■視聴

- ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
- 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックし、開始してください。

## ご注意事項

- ライブ配信で本総会をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への出席とは認められず、当日のご質問や議決権行使はできません。書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。
- アクセスに際して発生する通信料等は株主様のご負担となりますのでご了承ください。また、ご使用の端末、インターネット環境により、映像や音声に不具合が生じる場合やご視聴ができない場合がございます。
- ライブ配信の撮影・録音・保存及びSNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りをさせていただきます。
- やむを得ない事情によりライブ配信を実施できなくなる場合がございます。

本サイトに関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-676-808 (通話料無料)

受付時間 土日祝日を除く平日9時～17時  
(ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで)

# 株主総会参考書類

## ■ 議案および参考事項

### 第1号議案

### 剰余金処分の件

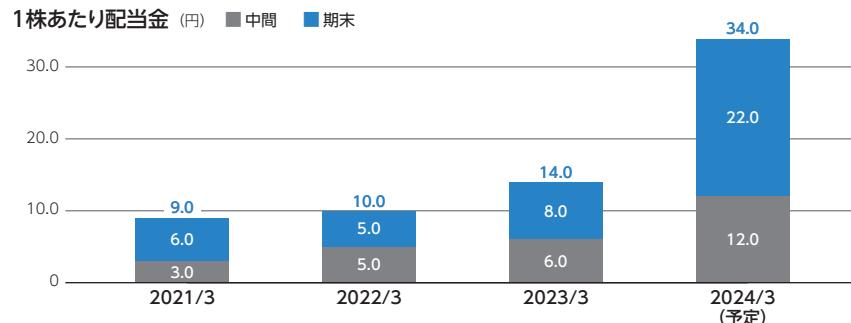
当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ、株主の皆さまへの利益還元を行っております。配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準の維持と利益成長にあわせた中長期的な増配を基本方針としております。

第16期の期末配当金につきましては、2024年3月期の連結業績を踏まえ、1株につき22円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金12円を加えた年間配当金は1株につき34円となり、前期より20円の増配となります。

#### 期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式 1株につき金 22円  
総額 8,257,427,508円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月25日

#### 配当金の推移



## 第2号議案

## 取締役9名選任の件

現任取締役9名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期が満了いたします。

つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名      |         |          |         |              | 性別 | 現在の当社における地位・担当              |
|-------|---------|---------|----------|---------|--------------|----|-----------------------------|
| 1     | ほそ<br>細 | や<br>谷  | とし<br>敏  | ゆき<br>幸 | 再任           | 男性 | 取締役代表執行役社長 CEO              |
| 2     | いし<br>石 | づか<br>塚 | ゆ<br>由   | き<br>紀  | 再任 非執行       | 女性 | 取締役<br>監査委員会委員長             |
| 3     | まき<br>牧 | の<br>野  | よし<br>欣  | のり<br>功 | 再任           | 男性 | 取締役執行役常務 CSDO兼CFO           |
| 4     | はし<br>橋 | もと<br>本 | ふく<br>副  | たか<br>孝 | 再任 非執行 社外 独立 | 男性 | 社外取締役<br>取締役会議長<br>指名委員会委員長 |
| 5     | あん<br>安 | どう<br>藤 | とも<br>知  | こ<br>子  | 再任 非執行 社外 独立 | 女性 | 社外取締役<br>報酬委員会委員<br>監査委員会委員 |
| 6     | お<br>越  | ち<br>智  | ひとし<br>仁 |         | 再任 非執行 社外 独立 | 男性 | 社外取締役<br>指名委員会委員<br>監査委員会委員 |
| 7     | いわ<br>岩 | もと<br>本 | とし<br>敏  | お<br>男  | 再任 非執行 社外 独立 | 男性 | 社外取締役<br>指名委員会委員<br>報酬委員会委員 |
| 8     | すけ<br>助 | の<br>野  | けん<br>健  | じ<br>児  | 新任 非執行 社外 独立 | 男性 |                             |
| 9     | まつ<br>松 | だ<br>田  | ち<br>千恵子 | え<br>こ  | 新任 非執行 社外 独立 | 女性 |                             |

**1****細谷 敏幸**

(1964年7月1日生)

**再任**

所有する当社の  
株式数  
78,300株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会  
10回中10回  
指名委員会  
1回中1回

取締役在任年数  
3年

### 略歴、地位および担当

|         |                     |         |                      |
|---------|---------------------|---------|----------------------|
| 1987年4月 | (株)伊勢丹入社            | 2021年4月 | 当社代表執行役社長CEO         |
| 2015年4月 | (株)三越伊勢丹執行役員        |         | 三越伊勢丹代表取締役社長執行役員(現任) |
| 2017年4月 | 当社執行役員              | 2021年6月 | 当社取締役代表執行役社長CEO(現任)  |
| 2018年4月 | (株)岩田屋三越代表取締役社長執行役員 | 2021年9月 | 新光三越百貨股份有限公司董事(現任)   |

### 重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員  
新光三越百貨股份有限公司董事

### 取締役候補とした理由および期待される役割の概要

候補者は、婦人服・宝飾・時計、中小型店舗事業等の営業部門、海外出向のほか、経営企画部長として当社の経営戦略の立案に従事し、また、2018年には(株)岩田屋三越の社長を務め、同社の業績向上に大きく貢献する等、当社グループにおける幅広い業務経験を有しております。当社の代表執行役社長就任後も、卓越したリーダーシップを発揮し、長期ビジョン、中期経営計画の策定、グループ企業理念の再整理等、企業価値向上に向けた取り組みを精力的に実行し、2023年度には、当社グループ統合以来最高の営業利益を実現しました。

指名委員会は、候補者が中期経営計画の実行・達成に向けリーダーシップを発揮することに加え、将来を見据えた長期計画の具現化に向けて、当社グループのさらなる企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

※指名委員会の開催回数および出席回数については、在任期間中を対象としています。

**2****石塚由紀**

(1962年6月11日生)



所有する当社の  
株式数  
31,800株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会  
10回中10回  
監査委員会  
16回中16回

取締役在任年数  
2年

**再任****非執行****略歴、地位および担当**

1985年4月 (株)伊勢丹入社

2021年4月 (株)仙台三越代表取締役社長

2015年4月 (株)三越伊勢丹執行役員

2022年6月 当社取締役 (現任)

2017年4月 当社執行役員

(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ代表取締役社長

**重要な兼職の状況**

該当なし

**取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

候補者は、幅広い商品領域の経験を有し、当社執行役員に就任して以降、当社子会社の(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ社長、(株)仙台三越社長を務め、経営戦略、事業構造改革の推進、当該子会社のデジタル化を推進し、既存事業モデルの変革を実現するとともに、内部人財の育成支援に尽力する等、グループの発展に寄与してまいりました。2022年に当社取締役就任後は、監査委員会委員、委員長として実効性のある監査・モニタリング体制の整備に尽力してきました。

指名委員会は、非業務執行取締役として取締役会でその役割を果たしつつ、監査委員会委員長として経営の監督機能の強化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

**3**

## まさのよしのり 牧野欣功 (1966年12月2日生)

**再任**

所有する当社の  
株式数  
44,500株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会※  
8回中8回

取締役在任年数  
1年

### 略歴、地位および担当

|         |                                                  |         |                                              |
|---------|--------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------|
| 1990年4月 | (株)伊勢丹入社                                         | 2021年4月 | 当社執行役常務CSDO兼CHRO                             |
| 2016年4月 | (株)三越伊勢丹フードサービス (現<br>(株)エムアイフードスタイル)<br>取締役執行役員 | 2021年8月 | ㈱ジェイアール西日本伊勢丹取締役 (現任)<br>新光三越百貨股份有限公司董事 (現任) |
| 2019年4月 | (株)三越伊勢丹取締役執行役員                                  | 2022年4月 | 当社執行役常務CSDO兼CFO                              |
| 2020年4月 | 同取締役常務執行役員                                       | 2023年6月 | 当社取締役執行役常務CSDO兼CFO<br>(現任)                   |

### 重要な兼職の状況

(株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役  
新光三越百貨股份有限公司董事

### 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、人事・労務・経営企画部門における豊富な本社スタッフ経験に加え、(株)エムアイフードスタイル、(株)三越伊勢丹の総務人事部門の責任者として、グループの経営戦略・人事戦略の基盤構築に貢献してまいりました。2021年以降、当社執行役常務としてCSDO、CHRO、CFOを務め、当社グループの長期ビジョンや中期経営計画の策定や株主還元方針の見直し等資本政策の推進に尽力しております。

指名委員会は、候補者が有する当社グループにおける幅広く豊富な経験を活かし、当社グループの業務執行責任者を兼務する者として、取締役会においてその役割を適切に果たし、当社グループの企業価値向上にさらに貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

※開催回数および出席回数については、取締役就任以降を対象としています。

4

橋本副孝

(1954年7月6日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の  
株式数

4,700株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会

10回中10回

指名委員会※

7回中7回

取締役在任年数  
4年

### 略歴、地位および担当

|          |                                    |          |                        |
|----------|------------------------------------|----------|------------------------|
| 1979年 4月 | 弁護士登録、新家猛法律事務所<br>(現東京八丁堀法律事務所) 入所 | 2012年 4月 | 第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長 |
| 2000年 4月 | 第二東京弁護士会副会長                        | 2020年 6月 | 当社社外取締役（現任）            |
| 2006年 4月 | 日本弁護士連合会常務理事                       | 2021年 3月 | コクヨ(株)社外監査役            |
| 2008年 1月 | 東京八丁堀法律事務所代表パート<br>ナー弁護士・所長（現任）    | 2024年 3月 | 同社外取締役（現任）             |

### 重要な兼職の状況

東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長  
コクヨ(株)社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり弁護士として第一線で活動し、2008年には東京八丁堀法律事務所の代表パートナー弁護士・所長に就任するなど、企業法務に関する高度な専門知識・経験と、国内有数の上場企業の社外監査役を務めた経験による監査に関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、弁護士としての専門的見地に基づいた有益な助言を行うとともに、2022年6月からは取締役会議長として取締役会を適切に運営し、当社の経営の監督機能の強化に貢献してまいりました。

候補者は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、候補者が有する企業法務に関する専門知識と監査に関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、取締役会議長として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

※同氏は、2023年6月20日の第15回定時株主総会において取締役に再任された後、新たに指名委員会委員長に選定されたため、選定後の指名委員会の開催回数および出席回数を記載しています。

5

あん どう とも こ  
安 藤 知 子

(1959年7月18日生)

再 任

非執行

社外取締役候補者

独立役員

所有する当社の  
株式数

1,600株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会

10回中10回

報酬委員会

8回中8回

監査委員会

16回中16回

取締役在任年数  
2年

## 略歴、地位および担当

|          |                                  |          |                       |
|----------|----------------------------------|----------|-----------------------|
| 1982年 4月 | 日産自動車(株)入社                       | 2008年 8月 | 日本ロレアル(株)入社 人事本部      |
| 1991年 3月 | 日本コカ・コーラ(株)入社                    |          | シニアHRマネジャー            |
| 1993年 1月 | 同グローバルブランドマーケティングブランドマネジャー       | 2011年 3月 | 同副社長                  |
| 1996年12月 | マスターフーズリミテッド（現マースジャパンリミテッド）入社    | 2018年 6月 | プレス工業(株)社外取締役（現任）     |
| 2006年 1月 | 同パーソナル＆オーガニゼーションピープル・パイプラインマネジャー | 2019年 6月 | 関西ペイント(株)社外取締役（現任）    |
|          |                                  | 2022年 6月 | 当社社外取締役（現任）           |
|          |                                  | 2023年 1月 | (株)オープン・ザ・ドア代表取締役（現任） |

## 重要な兼職の状況

- プレス工業(株)社外取締役  
関西ペイント(株)社外取締役  
(株)オープン・ザ・ドア代表取締役

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、日・米・欧の世界有数のグローバル企業においてブランドマーケティング、営業企画、戦略人事に関する豊富な知識と経験を有するとともに、企業経営者としての高い見識、経験を有しております。当社においても、取締役会にて多様な視点に基づいた有益な助言を行うとともに、報酬委員会委員として当社の役員報酬制度についての審議および個別報酬額等の決定にかかわる審議に貢献しました。また、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。指名委員会は、候補者が公正・中立の立場から当社の経営を適切に監視し、また企業経営、マーケティング、経営人材育成における専門的見地から積極的に発言することで、報酬委員会委員長、監査委員会委員として当社グループの企業価値のさらなる向上に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

6 おち  
越智

ひとし  
仁

(1952年10月21日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の  
株式数  
700株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会※  
8回中8回

指名委員会※  
7回中7回

監査委員会※  
12回中12回

取締役在任年数  
1年

#### 略歴、地位および担当

|         |                                                      |         |                                  |
|---------|------------------------------------------------------|---------|----------------------------------|
| 1977年4月 | 三菱化成工業(株)<br>(現三菱ケミカルホールディングス)                       | 2015年6月 | (株)三菱ケミカルホールディングス<br>取締役 代表執行役社長 |
| 2010年6月 | (株)三菱ケミカルホールディングス<br>(現三菱ケミカルグループ(株))<br>取締役常務執行役員   | 2017年4月 | 三菱ケミカル(株)取締役社長<br>(代表取締役)        |
| 2012年4月 | 三菱レイヨン(株) (現三菱ケミカル<br>(株)) 取締役社長 (代表取締役) 兼<br>社長執行役員 | 2021年4月 | (株)三菱ケミカルホールディングス 取締役            |
| 2015年4月 | (株)三菱ケミカルホールディングス<br>代表取締役 取締役社長                     | 2021年6月 | 同特別顧問                            |
|         |                                                      | 2023年6月 | 当社社外取締役 (現任)                     |

#### 重要な兼職の状況

該当なし

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、(株)三菱ケミカルホールディングスの経営に携わり、サステナビリティ経営を掲げ、同社のビジネスモデルを変革し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、M&Aによる大胆な事業構造改革と事業基盤の強化に貢献してまいりました。また、同社の機関設計を指名委員会等設置会社に変更し、透明性・客観性を確保しつつ、機動的な経営体制を構築する等、企業経営に関する豊富な経験とIT・DX、ガバナンスに関する深い知見を有しております。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験と知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

※開催回数および出席回数については、取締役就任以降を対象としています。

7

いわ もと  
岩 本とし お  
敏 男 (1953年1月5日生)

再 任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の  
株式数

600株

当事業年度の  
取締役会等への  
出席状況

取締役会※

8回中8回

指名委員会※

7回中7回

報酬委員会※

7回中7回

取締役在任年数  
1年

### 略歴、地位および担当

|         |                                |         |                      |
|---------|--------------------------------|---------|----------------------|
| 1976年4月 | 日本電信電話公社入社                     | 2018年6月 | 同相談役（現任）             |
| 2004年6月 | ㈱エヌ・ティ・ティ・データ（現㈱NTTデータグループ）取締役 | 2020年6月 | ㈱大和証券グループ本社社外取締役（現任） |
| 2007年6月 | 同取締役常務執行役員                     | 2022年6月 | 東日本旅客鉄道(㈱)社外取締役（現任）  |
| 2009年6月 | 同代表取締役副社長執行役員                  | 2023年6月 | 当社社外取締役（現任）          |
| 2012年6月 | 同代表取締役社長                       | 2024年3月 | 住友林業(㈱)社外取締役（現任）     |

### 重要な兼職の状況

㈱NTTデータグループ相談役  
㈱大和証券グループ本社社外取締役  
東日本旅客鉄道(㈱)社外取締役  
住友林業(㈱)社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、(㈱)NTTデータグループの経営に長年携わり、同社のシステム開発やグローバルブランドの確立を遂行する等、企業経営に関する豊富な経験と、IT・デジタル、グローバルビジネスに関する深い知識を有するとともに、国内有数の上場企業の社外取締役を務めた経験によるガバナンスの深い知見を有しております。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験と知識・知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員長、報酬委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

※開催回数および出席回数については、取締役就任以降を対象としています。

**8****助野 健児**

(1954年10月21日生)



所有する当社の  
株式数  
2,000株

**新 任****非執行****社外取締役候補者****独立役員****略歴、地位および担当**

|         |                                                                                             |         |                                            |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------------|
| 1977年4月 | 富士写真フィルム(株)入社                                                                               | 2021年6月 | 富士フィルムホールディングス(株)<br>代表取締役会長               |
| 2012年6月 | 富士フィルムホールディングス(株)<br>執行役員                                                                   |         | 富士フィルム(株)取締役会長（現任）<br>一般社団法人産業環境管理協会会長（現任） |
| 2013年6月 | 富士フィルムホールディングス(株)<br>取締役執行役員                                                                | 2022年4月 | 富士フィルムホールディングス(株)<br>取締役会長（現任）             |
| 2016年6月 | 同代表取締役社長グループ最高執行責任者<br>富士フィルム(株)代表取締役社長最高執行責任者<br>富士ゼロックス(株)（現 富士フィルムビジネスイノベーション(株)）取締役（現任） | 2023年6月 |                                            |

**重要な兼職の状況**

富士フィルムホールディングス(株)取締役会長  
富士フィルム(株)取締役会長  
富士フィルムビジネスイノベーション(株)取締役  
一般社団法人産業環境管理協会会長

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

候補者は、富士フィルムグループにおいて、長年にわたり経理・経営企画部門に携わり、米国法人ではCFOを務めるなど、財務会計に関する高い見識を有しています。社長就任後は、積極的なM&Aの推進・グローバル化加速・効率的な経営の徹底・人的リソースの最大活用およびグループガバナンスの強化に取り組み、企業価値向上を推し進めました。社長・会長・取締役会議長として取締役会（執行・監督）の機能強化を主導し、議論活発化を進めるなど豊富な経験を有しております。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験、知識、知見を当社経営の監督に活かすとともに指名委員会委員・監査委員会委員として、当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、新たに取締役候補者としました。

9

まつだちえこ

松田千恵子 (1964年11月18日生)

新任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



### 略歴、地位および担当

|          |                                        |         |                                         |
|----------|----------------------------------------|---------|-----------------------------------------|
| 1987年4月  | (株)日本長期信用銀行入行                          | 2011年4月 | 東京都立大学経済経営学部教授<br>(現任)                  |
| 1998年10月 | ムーディーズジャパン(株) 入社                       |         | 同大学院経営学研究科教授 (現任)                       |
| 2001年9月  | (株)コーポレイトディレクション<br>パートナー              | 2020年6月 | (株)IHI 社外取締役 (現任)                       |
| 2006年10月 | ブーズ・アンド・カンパニー(株)ヴァ<br>イスプレジデント (パートナー) | 2023年6月 | 旭化成(株) 社外取締役 (現任)<br>豊田通商(株) 社外取締役 (現任) |

所有する当社の

株式数

0株

### 重要な兼職の状況

東京都立大学経済経営学部教授

東京都立大学大学院経営学研究科教授

(株)IHI 社外取締役

旭化成(株)社外取締役

豊田通商(株)社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、金融・資本市場業務および経営コンサルティング業務を通じた豊富な経験と幅広い知識を有し、財務・コーポレートガバナンスに関する企業経営の研究者として非常に高い専門性を有しています。また、これらに基づいた企業戦略・財務戦略等を専門分野として、複数企業の社外取締役・指名委員会委員長、監査委員会委員長などを経験し、監督・モニタリングを通じたガバナンスの向上に注力し、多数の実績を有しております。

指名委員会は、当社がステークホルダーを強く意識したサステナビリティ経営を目指す中で、その専門性を当社経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、報酬委員会委員として、当社のガバナンスのさらなる高度化により企業価値向上に貢献することを期待し、新たに取締役候補者としました。

(注記)

- 1.非業務執行取締役候補者である石塚由紀氏および社外取締役候補者である橋本副孝、安藤知子、越智仁、岩本敏男の4氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は5氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。5氏の再任が承認された場合、当社は5氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。さらに、社外取締役候補者である助野健児氏、松田千恵子氏の選任が承認された場合、当社は新たに上記と同様の責任限定契約を両氏との間で締結する予定であります。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。助野健児氏、松田千恵子氏を除く候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれております。また、両氏については、新たに被保険者に含む予定であります。
- 3.岩本敏男氏の兼職先である(株)NTTデータグループと当社子会社との間には取引がありますが、過去3年間における当社との取引額は当該各事業年度における両社の連結売上高のいずれも1%未満であります。助野健児氏の兼職先である富士フィルムホールディングス(株)、富士フィルム(株)、富士フィルムビジネスイノベーション(株)と当社子会社との間には取引がありますが、過去3年間における当社との取引額は当該各事業年度における連結売上高のいずれも1%未満であります。また、両氏を含め、他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 4.橋本副孝氏が2023年6月まで社外監査役を務めた損害保険ジャパン(株)は、2023年12月に、金融庁より、保険契約の保険料の調整行為に關し、行政処分(業務改善命令)を受けました。同氏は、本件が判明するまで当該事実を認識しておりませんでしたが、平素より法令遵守の重要性とその徹底について提言をしておりました。また、同社は、2024年1月に、金融庁より、ビッグモーター社(株)ビッグモーター、(株)ビーエムホールディングス、(株)ビーエムハナテンの3社をいいます。による自動車保険金の不正請求事案に關し、行政処分(業務改善命令)を受けました。同氏は、本件が判明するまで当該事実を認識しておりませんでしたが、平素より代理店も含めた法令順守の重要性とその徹底について提言をしており、当該事実の認識後は、事実関係の調査、原因究明および再発防止に関する提言を行っておりました。岩本敏男氏が2023年6月まで社外監査役を務めた(株)IHIでは、同社連結子会社である(株)IHI原動機において、船舶用および陸上用エンジンの試験運転記録に不適切な修正が行われたことが判明し、2024年4月に公表されました。同氏は、当該事実が判明するまで認識をしておりませんでしたが、平素より法令遵守の視点にたち注意喚起を行っており、その職務を適切に遂行しておりました。松田千恵子氏は2020年6月に(株)IHIの社外取締役に就任し、現在に至っておりますが、在任期間中の2024年4月、同社の連結子会社である(株)IHI原動機において、船舶用および陸上用エンジンの試験運転記録に不適切な修正が行われたことが公表されました。同氏は、当該事実が判明するまでこれらを認識しておりませんでしたが、日頃より法令遵守や内部統制の重要性について適時提言を行なっているほか、当該事実の判明後は、調査の進捗について逐次報告を受けて意見を述べるなど、その職責を果たしております。
- 5.当社は、橋本副孝、安藤知子、越智仁、岩本敏男の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出しております。また4氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し届け出る予定であります。さらに、助野健児氏、松田千恵子氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

=ご参考=

### **独立社外役員の独立性基準**

当社は、社外取締役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

- ①当社グループの業務執行者
- ②当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人
- ③当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
- ④当社グループの主要な借入先の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家など
- ⑥当社の発行済株式総数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者
- ⑦過去3年間において上記①から⑤に該当していた者
- ⑧上記①から⑤の配偶者または二親等以内の親族

※なお、②③の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間において一度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、④の「主要な借入先」とは「当社グループの借入金残高が、事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える借入先」を、⑤の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度において1千万円以上」を意味します。

=ご参考=

### スキルマトリクス・所属を予定する委員会

当社では、取締役会が幅広い視点と適正規模を両立できるよう取締役候補者を選定しております。取締役会として必要な経営・執行のモニタリング、および、会社の経営の基本方針や内部統制システム等重要事項の決定に必要な経験とスキルに加えて、当社の目指す姿、経営計画実現に向けて欠かせない専門性や事業に関わる見識を、「経験」「専門性」「知見・ノウハウ」に分類し、スキルを特定しております。

○=知識・経験・能力を有する分野

●=社外取締役が知識・経験・能力において貢献、期待される分野 ☆=委員長

| 候補者氏名  |    | 指名委員会          | 報酬委員会 | 監査委員会 | 企業経営 | 流通・マーケティング | グローバル | DX・ITセキュリティ | ファンанс・会計 | 法務・リスクガバナンス | 人事・人材マネジメント |
|--------|----|----------------|-------|-------|------|------------|-------|-------------|-----------|-------------|-------------|
| 細谷 敏幸  | 再任 |                |       |       | ○    | ○          | ○     |             |           |             |             |
| 石塚 由紀  | 再任 | 非執行            |       | ☆     |      |            |       | ○           |           | ○           | ○           |
| 牧野 欣功  | 再任 |                |       |       | ○    |            |       | ○           | ○         |             |             |
| 橋本 副孝  | 再任 | 社外・非執行<br>独立役員 |       |       | ●    |            |       |             |           | ●           | ●           |
| 安藤 知子  | 再任 | 社外・非執行<br>独立役員 | ☆     | ✓     | ●    | ●          |       |             |           |             | ●           |
| 越智 仁   | 再任 | 社外・非執行<br>独立役員 | ✓     | ✓     | ●    | ●          |       | ●           |           |             |             |
| 岩本 敏男  | 再任 | 社外・非執行<br>独立役員 | ☆     | ✓     | ●    |            | ●     | ●           |           |             |             |
| 助野 健児  | 新任 | 社外・非執行<br>独立役員 | ✓     | ✓     | ●    |            | ●     |             | ●         |             |             |
| 松田 千恵子 | 新任 | 社外・非執行<br>独立役員 | ✓     | ✓     | ●    |            |       |             | ●         | ●           |             |
| 委員会委員数 |    | 社内             | 0     | 0     | 1    |            |       |             |           |             |             |
|        |    | 社外             | 4     | 3     | 3    |            |       |             |           |             |             |
|        |    | 合計             | 4     | 3     | 4    |            |       |             |           |             |             |

※橋本副孝氏をご承認いただいた場合、本定時株主総会終結後の取締役会において同氏を取締役会議長に引き続き選定する予定です。

※本議案をご承認いただいた場合、指名・報酬・監査の各委員会の構成及び委員長は上記とする予定です。

※上記は各氏の経験等を踏まえて、特に活躍を期待できる領域・分野を示しており、有するすべての知見を表すものではありません。

以上

## 1 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### 業績ハイライト



【ご参考】総額売上高 12,246億円 (前期比 112.5%)

#### 当社グループを取り巻く環境

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2023年5月に5類感染症へと移行したことに伴い、行動制限の緩和による外出機会の増加や消費意欲の上昇・拡大などの兆しが見られました。非製造業の業況はバブル期以降の最高水準に達しており、特に娯楽や宿泊・飲食などの対面サービス業や小売業を中心に回復基調が継続しております。さらに、訪日外国人旅行者数の復調に伴い過去最高のインバウンド消費額が記録されるなど、社会経済活動の正常化に向けた進展が見られました。

一方、世界経済においてはウクライナ情勢をはじめとする地政学リスクや、各国の金融引き締め政策継続による景気の下振れリスク、急激な為替変動等の影響に対する懸念が見られました。また、世界的インフレによってエネルギー・原材料価格が高騰し、国内においても所得の伸びを上回る物価上昇による節約志向の高まり等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

#### 連結業績の概要

こうした環境下において当社グループは、2023年に新たに制定した「三越伊勢丹グループ 企業理念」のミッションとして「こころ動かす、ひとの力で。」を掲げ、「お客さまの暮らしを豊かにする“特別な”百貨店を中心とした小売グループ」というビジョンの実現に向け、中期経営計画（2022～2024年度）に基づいて事業活動を進めてまいりました。

中期経営計画の中間年度である当期連結会計年度は、第1フェーズである「百貨店の再生」を掲げた2年目として、スピード感を持ちながら着実に重点戦略の実行を進め、再生フェーズの早期達成を図ってまいりました。また同時に次期フェーズである「まち化準備」フェーズに向けた取り組みを加速させるべく、地域百貨店や関係会社の事業構造改革への注力、「百貨店の科学\*」のグループ会社への浸透による経費コントロールを推し進め、国内百貨店事業を筆頭とした経営効率の大幅な改善により財務体質の強化を図ってまいりました。

これらの取り組みを進めた結果、当連結会計年度において、計画当初の長期目標である10年スパンでの営業利益額500億円を大きく上回り、2年目で達成することができました。さらに、2008年4月の三越と伊勢丹統合以降の最高営業利益についても更新し、売上高は5,364億円、営業利益は543億円、経常利益は598億円、親会社株主に帰属する当期純利益は555億円となりました。

\*百貨店の科学：科学的視点を取り入れ、経費や要員などをコントロールするための基準等を策定した手引書

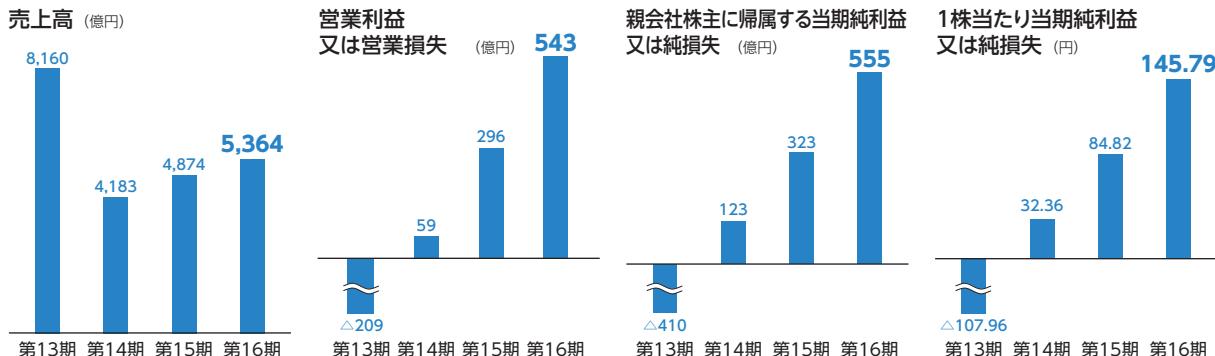
※【ご参考】として記載した「総額売上高」につきましては、「収益認識に関する会計基準」等の適用前の数値です。

## (2) 財産および損益の状況の推移

### 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

| 項目                                       | 期     | 第13期<br>[2020年度] | 第14期<br>[2021年度] | 第15期<br>[2022年度] | 第16期<br>[2023年度]             |
|------------------------------------------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------------------|
|                                          |       | 2020年4月～2021年3月  | 2021年4月～2022年3月  | 2022年4月～2023年3月  | 2023年4月～2024年3月<br><当連結会計年度> |
| 売上高                                      | (百万円) | 816,009          | 418,338          | 487,407          | 536,441                      |
| 営業利益又は<br>営業損失 (△)                       | (百万円) | △20,976          | 5,940            | 29,606           | 54,369                       |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△)                       | (百万円) | △17,171          | 9,520            | 30,017           | 59,877                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | (百万円) | △41,078          | 12,338           | 32,377           | 55,580                       |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△)           | (円)   | △107.96          | 32.36            | 84.82            | 145.79                       |
| 総資産                                      | (百万円) | 1,198,303        | 1,168,574        | 1,217,308        | 1,225,103                    |
| 純資産                                      | (百万円) | 508,275          | 517,660          | 552,519          | 600,824                      |
| 1株当たり純資産                                 | (円)   | 1,317.23         | 1,341.41         | 1,430.07         | 1,582.36                     |
| 自己資本比率                                   | (%)   | 41.89            | 43.80            | 44.86            | 48.48                        |

- (注記) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しております。
2. 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第13期については新たな表示方法による組替えを行っておりません。



### (3) 事業別の概況

#### 百貨店業



国内百貨店においては、社会経済活動の正常化に伴い、入店客数が大幅に増加したほか、訪日外国人旅行者によるインバウンド消費も全国的に活況を呈しました。特に、伊勢丹新宿本店、三越銀座店は両店舗ともに、総額売上高が過去最高額を記録し、計画値を大きく上回る好調な推移を見せました。さらに国内百貨店全体では、韓国や台湾、タイ、米国などからの訪日客数および購買金額が伸長いたしました。その結果、コロナ禍前の2018年度の免税売上高を大幅に上回るとともに、過去最高額についても更新いたしました。

重点戦略である「高感度上質」戦略、「個客とつながる」CRM戦略を象徴する取り組みの一つでもある伊勢丹新宿本店の「丹青会」や三越日本橋本店の「逸品会」では、自動車や楽器、不動産等の通常、店舗では取り扱いのない百貨店外MDや特別企画品をご紹介しました。個客の多様なご要望にお応えすることで、2024年2月開催時において共に過去最高の売上を更新しました。

一方、経費面においては全国の店舗で「百貨店の科学（収支構造改革）」による取り組みを進めた結果、固定費の圧縮や販売管理費の抑制などの経費コントロールが進み、百貨店業全体として大幅な収支の改善につながりました。

なお海外店舗では、2024年4月に中国・天津市内の2店舗（天津伊勢丹・天津濱海新区伊勢丹）を賃貸借契約終了に伴い閉店しております。海外計では増収増益となり、引き続き国・地域ごとの状況に合わせた、“選択と転換”を加速させ、商業運営ノウハウを活かした新たな取り組みの拡大を進めてまいります。



## ■国内百貨店業の売上高

| 会社別・店別          | 金額（百万円） | 構成比（%）  | 前年比（%） |
|-----------------|---------|---------|--------|
| (株)三越伊勢丹        | 三越日本橋本店 | 152,866 | 21.7   |
|                 | 三越銀座店   | 104,792 | 14.9   |
|                 | 伊勢丹新宿本店 | 375,895 | 53.3   |
|                 | 伊勢丹立川店  | 32,261  | 4.6    |
|                 | 伊勢丹浦和店  | 38,894  | 5.5    |
|                 | 合計      | 704,709 | 100.0  |
| (株)札幌丸井三越       | 60,569  | —       | 110.3  |
| (株)函館丸井今井       | 6,139   | —       | 101.7  |
| (株)仙台三越         | 27,627  | —       | 102.2  |
| (株)新潟三越伊勢丹      | 35,939  | —       | 100.9  |
| (株)静岡伊勢丹        | 15,690  | —       | 97.1   |
| (株)名古屋三越        | 61,653  | —       | 106.9  |
| (株)広島三越         | 11,023  | —       | 96.9   |
| (株)高松三越         | 22,386  | —       | 103.4  |
| (株)松山三越         | 4,981   | —       | 95.7   |
| (株)岩田屋三越        | 124,516 | —       | 113.6  |
| (株)ジェイアール西日本伊勢丹 | 69,549  | —       | 111.7  |

- (注記) 1. 会社別・店別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」等を適用する前の総額売上高で記載しております。  
 2. (株) ジェイアール西日本伊勢丹は当社の持分法適用関連会社であります。

## ■(株)三越伊勢丹の商品別売上高

| 商品別    | 金額（百万円） | 構成比（%） | 前年比（%） |
|--------|---------|--------|--------|
| 衣料品    | 226,508 | 32.2   | 116.2  |
| 身のまわり品 | 109,391 | 15.5   | 127.0  |
| 雑貨     | 188,971 | 26.8   | 120.5  |
| 家庭用品   | 19,178  | 2.7    | 103.5  |
| 食料品    | 134,016 | 19.0   | 105.4  |
| その他    | 26,642  | 3.8    | 96.6   |
| 合計     | 704,709 | 100.0  | 115.3  |

(注記) 商品別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」等を適用する前の総額売上高で記載しております。

## クレジット・金融・友の会業



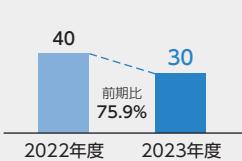
クレジット・金融・友の会業は、株式会社エムアイカードが、百貨店業の売上拡大に伴うグループ内でのクレジットカード利用が好調に推移したほか、社会経済活動の正常化により航空・旅行・飲食領域等のグループ外加盟店での取扱高も大幅に増加し、カード手数料収入が拡大しました。また、カードファイナンスの強化が奏功し、割賦手数料収入も伸長しました。さらに、収支構造改革の実行と経費コントロールの徹底により運営費を大幅に圧縮し、前年にに対し増収増益を達成しました。今後もさらなる利便性の向上や将来を見据えた新たな金融サービスの開発等を推進し、お客様の暮らし全般のニーズにお応えしてまいります。

## 不動産業

売上高 (億円)



営業利益 (億円)



不動産業は、株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインが、高い技術力と高付加価値な提案営業の強みを活かし、ホテル・オフィス・商業施設等からの受注が増加しました。さらに都心の大型案件の完工等により、売上が拡大し、原材料価格の高騰の影響を強く受けながらも、前年に対し増収増益を確保しました。

一方、保有物件におけるテナントの入れ替え等により、賃料収入が減収となりました。

## その他

売上高 (億円)



営業利益 (億円)



旅行業の株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベルは、国内外の旅行需要が本格的に回復し、三越創業350周年を記念した特別企画旅行や欧州リバーカルーズ客船旅行など、同社の強みを活かした高付加価値な企画旅行を中心に好調に推移しました。円安の長期化や世界的インフレによるエネルギー価格の高騰等の影響を受けながらも、コロナ禍における固定費の削減などの損益分岐点の引き下げの取り組みも寄与し、前年に対し増収増益を達成し、4年ぶりの黒字転換となりました。

メディア事業の株式会社スタジオアルタは、グループのリソースを最大限活用し収益を拡大させる「連邦戦略」推進の一環として、本年より百貨店内の広告メディア事業を統合したグループ統合ハウスエージェンシー化を進めております。グループ内の広告案件の請負や主力の屋外広告販売が好調に推移し、前年に対し大幅に増収増益となりました。

|                        | 報告セグメント   |                       |         |           | その他<br>(注記) 1 | 合計        | 調整額<br>(注記) 2 | 連結計算書類<br>計上額<br>(注記) 3 |
|------------------------|-----------|-----------------------|---------|-----------|---------------|-----------|---------------|-------------------------|
|                        | 百貨店業      | クレジット・<br>金融・<br>友の会業 | 不動産業    | 計         |               |           |               |                         |
| 売上高                    |           |                       |         |           |               |           |               |                         |
| 外部顧客への売上高              | 445,482   | 19,367                | 21,119  | 485,969   | 50,472        | 536,441   | －             | 536,441                 |
| セグメント間の内部売上高<br>又は振替高  | 2,836     | 13,399                | 5,667   | 21,903    | 40,650        | 62,554    | △62,554       | －                       |
| 計                      | 448,319   | 32,766                | 26,787  | 507,873   | 91,123        | 598,996   | △62,554       | 536,441                 |
| セグメント利益                | 45,159    | 4,050                 | 3,044   | 52,254    | 2,073         | 54,328    | 40            | 54,369                  |
| セグメント資産                | 1,018,007 | 220,019               | 121,823 | 1,359,850 | 53,685        | 1,413,536 | △188,433      | 1,225,103               |
| その他の項目                 |           |                       |         |           |               |           |               |                         |
| 減価償却費                  | 17,375    | 1,871                 | 528     | 19,775    | 4,693         | 24,469    | △160          | 24,309                  |
| 減損損失 (注記) 4            | 2,011     | －                     | －       | 2,011     | 650           | 2,662     | －             | 2,662                   |
| 持分法適用会社への投資額           | 100,414   | －                     | －       | 100,414   | －             | 100,414   | －             | 100,414                 |
| 有形固定資産及び<br>無形固定資産の増加額 | 21,246    | 2,009                 | 394     | 23,650    | 4,982         | 28,632    | △297          | 28,335                  |

(注記) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額40百万円は、セグメント間取引消去、未実現利益等であります。
  - (2)セグメント資産の調整額△188,433百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。
  - (3)減価償却費の調整額△160百万円は、セグメント間未実現利益であります。
  - (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△297百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
  4. 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、1,205百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

#### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は283億円となりました。その主なものは、株式会社三越伊勢丹における設備投資で199億円です。

#### (5) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

## (6) 事業の譲渡等の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

## (7) 対処すべき課題

国内外での中長期的な環境変化として、デジタル技術の急速な進展や気候変動に伴う自然災害の激甚化、急激な為替変動や地政学リスクがもたらす景気動向への影響など、引き続き注視が必要な情勢が継続しています。一方、世界人口の増加や訪日外国人の増勢の維持、二極化消費の進行など当社グループにとって成長機会となりうる要素も大いに見込まれます。

当社グループはこのような複雑化する事業環境下において、グループを取り巻く「リスクと機会」を見定めながら、社会・事業環境の変化に先回りし、グループの基盤と将来に向けた成長分野への投資を強化してまいります。そして「こころ動かす」独自価値を徹底的に磨き上げ、お客さまが「高感度な消費・上質な消費」を求める際に、あらゆる選択肢の中から当社グループを選んでいただけるよう、世界にも誇れるナンバーワン・オンリーワンの存在を目指してまいります。

### 現中期経営計画（2022～2024年度）の進捗について

現中期経営計画においては、「百貨店の再生」を最大の目標に掲げ、9つの各重点戦略を事業施策と融合させながら着実に進めてきた結果、当初計画よりも大きく前倒しで順調に進捗しております。またこれらの戦略の推進にあたっては、収支構造の改善として「百貨店の科学」の視点を取り入れることで、攻めと守りの双方が有機的に機能し、好業績を支える基盤となって高い成果を上げております。

2024年度は現中期経営計画の最終年度として、重点戦略をすべての事業戦略に通底する土台の考え方方に据えながら、特に4つの重点戦略（「高感度上質」戦略・「個客とつながる」CRM戦略・「連邦」戦略・「まち化」戦略）の取り組みをより一層強化することで、各事業の収益性を高め、長期に目指す姿の実現に向けて取り組んでまいります。



## ①重点戦略の方向性

| 主な重点戦略         | 2024年度の方向性                                                                                                                                        |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「高感度上質」戦略      | 「高感度上質」をキーワードに、独自性の磨き上げと、お客様ニーズに的確に応える対応との両軸をバランスさせながらMDコンテンツを拡充し、さらなる提供価値の向上を目指してまいります。また、外商ビジネスモデルを深化させ、グループ全体でのおもてなし体制を確保できるようインフラ整備を進めてまいります。 |
| 「個客とつながる」CRM戦略 | 「個」のお客さまを深く識るためのマーケティング力を強化し、商品開発や品ぞろえに反映させてまいります。そして一人ひとりのお客さまニーズに寄り添ったご提案体制の構築に取り組んでまいります。                                                      |
| 「連邦」戦略         | 伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店と地域各社との連携をこれまで以上に強化するとともに、グループの関連事業との連携も深めてまいります。そしてグループのアセットをグループ全体で享受し活用することで、店舗やECなどを通じた顧客接点の魅力を向上させ、競争力強化につなげてまいります。           |

## 次期中期経営計画（2025～2030年度）について

次期中期経営計画においては2025年度から2030年度までの6カ年を「まち化準備フェーズ」として位置づけ中長期的な成長を目指すうえでの重要な期間と捉えております。当該期間の中で「マスから個」へのマーケティングをさらに深化するとともに、「個客業ビジネスモデル」に向けた変革を加速させてまいります。また、各事業の強みを活かした連携を強化推進し、グループ一丸となってお客様への提供価値向上に取り組んでまいります。

## ②主な事業の方向性

| 主な事業   | 方向性                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 百貨店事業  | 基幹店舗（伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店・三越銀座店）においてはそれぞれの強みを活かした独自性を磨き、利便性とユニークな顧客体験価値の向上により世界中のお客様から選ばれる店づくりを目指してまいります。また地域店舗においては、“高感度上質消費”を志向するお客様のニーズに応えるためのグループネットワークを活用した品ぞろえの強化と、一人ひとりのお客さまとのつながりを深めることで、地域貢献できる唯一無二の存在を目指してまいります。 |
| 不動産事業  | 世界中から顧客が集まる“まち化”に向けた関連コンテンツの探索や、インフラ領域での事業機会獲得へのグループ内連携の本格的な着手など、具体的な取り組みを加速させてまいります。                                                                                                                                 |
| 金融事業   | お客様の生活全般にわたる豊かな暮らしを支える役割を果たしていくために、のれんの価値とグループ顧客基盤を活用した商品開発やサービスの拡充をさらに進め、三越伊勢丹グループならではの価値を提供する金融サービス業を確立してまいります。                                                                                                     |
| 国内関連事業 | 各関連事業の特性や強みを活かしながら、グループ内で横断的に連携することで、社内外のBtoBおよびBtoCのビジネス機会を拡大し、各事業の収益拡大とビジネスモデルの進化を図ってまいります。                                                                                                                         |

## 三越伊勢丹グループの「サステナビリティ経営」について

当社はすべての企業活動の原点である「三越伊勢丹グループ 企業理念」のもとでサステナビリティ経営に取り組んでいます。重点取り組み（マテリアリティ）を事業戦略に組み入れながら、一体的に推進しています。

### 2023年度の主な取り組み

#### ①人・地域をつなぐ

##### 文化と伝統の振興・継承

三越は2023年に創業350周年を迎えました。創業からの精神を引き継ぎ「伝統を越える革新性」をテーマに文化・伝統の振興・継承に貢献するさまざまな取り組みを実施しました。

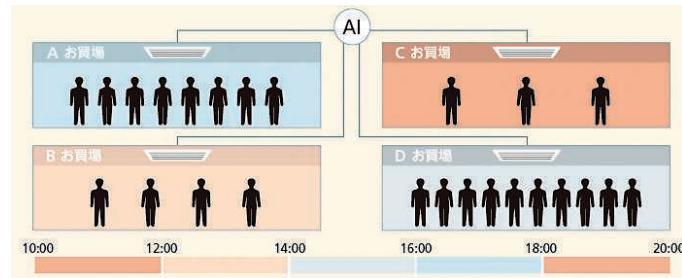
今後もお客さまのより豊かなライフスタイルの実現に貢献するため、文化や伝統、名産品のご紹介などを通じて豊かな未来の創造を目指してまいります。

#### ②持続可能な社会・時代をつなぐ

##### ・環境への対応

気候変動対応については企業活動を営む上での重要課題と位置づけ、省エネ・創エネ・再エネの3つを軸として取り組んでおります。伊勢丹新宿本店では2023年度にAIスマート空調を試験的に導入しました。導入前と比較して空調使用エネルギーの削減につながっており、今後導入店舗を拡大し省エネを進めてまいります。また、循環型社会の実現に向けて、衣類カバーの薄肉化や食料品フロアにおけるカトラリーの素材切り替え等によりプラスチック使用総量の削減も進めております。

＜AIスマート空調のイメージ＞



AIが混雑状況や時間帯を分析し、それぞれの売場に適した空調環境を提供します

#### ・サプライチェーン・マネジメントの推進

当社グループは環境や人権に配慮した調達活動を推進しており、2023年6月に「お取組先行行動規範」を制定しました。お取組先約1万2千社へ通知し、当社方針へのご理解とご協力をお願いしております。

お取組先とのコミュニケーションを重視し、個別の対話やアンケート調査を通じて関係性の強化を図り、持続可能なサプライチェーンの構築に向け協力して取り組んでまいります。

### ③従業員満足度の向上

当社グループは企業理念のミッションで「こころ動かす、ひとの力で。」と掲げている通り、当社グループが持続的な成長を続けるうえで最も大切な資本は「多様な従業員一人ひとりの持つ個の力」であると考えています。国内外において人材獲得競争が激化する中で、昨年度、企業理念や次期中期経営計画の方向性を基に、三越伊勢丹グループにおける人財マネジメント方針として「人と組織の基本的な考え方」を制定いたしました。

“ひとの力の最大化”に向け、「従業員への期待」と「上司・会社の責任」を明確にし、従業員・上司・会社が三位一体となることで、個人と会社のさらなる成長を目指してまいります。

- ・<個として目指す姿> 「“魅力あふれる個”への進化」

「生涯CDP\*」の考え方の下で、「個人」と「会社」双方の持続的な成長を目指し、従業員一人ひとりのキャリアフェーズに応じた成長・支援の機会を会社と組織が連携しながら提供しています。

\*CDP：キャリア・ディベロップメント・プログラム

- ・<組織として目指す姿> 「“多様な個”の組み合わせによるイノベーションの実現」

「個客業への変革」に向け、「“当社グループならではの価値”を産み出す事業人財」を採用・育成すると共に、定期的な交差配置等によるグループ人財の流動化を通じて、「個人の経験・ネットワーク」の多様化を促進しています。

- ・<人財基盤として目指す姿> 「ひとの力を支える企業風土づくり」

職場での心理的安全性を高めながら、“個”的可能性を引き出すため、社内でのあらゆる関係性における対話文化の風土づくりを促進しています。

#### <人と組織の基本的な考え方>



## (8) 重要な子会社等の状況 (2024年3月31日現在)

### ①子会社の状況

| 会社名                 | 資本金             | 当社の出資比率(%) | 本店所在地              | 事業内容          |
|---------------------|-----------------|------------|--------------------|---------------|
| (株)三越伊勢丹            | 10,000百万円       | 100.0      | 東京都新宿区             | 百貨店業<br>不動産業  |
| (株)札幌丸井三越           | 100百万円          | 100.0      | 北海道札幌市中央区          | 百貨店業          |
| (株)函館丸井今井           | 50百万円           | 100.0      | 北海道函館市             | 百貨店業          |
| (株)仙台三越             | 50百万円           | 100.0      | 宮城県仙台市青葉区          | 百貨店業          |
| (株)新潟三越伊勢丹          | 100百万円          | 100.0      | 新潟県新潟市中央区          | 百貨店業          |
| (株)静岡伊勢丹            | 100百万円          | 100.0      | 静岡県静岡市葵区           | 百貨店業          |
| (株)名古屋三越            | 50百万円           | 100.0      | 愛知県名古屋市中区          | 百貨店業          |
| (株)広島三越             | 50百万円           | 100.0      | 広島県広島市中区           | 百貨店業          |
| (株)高松三越             | 50百万円           | 100.0      | 香川県高松市             | 百貨店業          |
| (株)松山三越             | 50百万円           | 100.0      | 愛媛県松山市             | 百貨店業          |
| (株)岩田屋三越            | 100百万円          | 100.0      | 福岡県福岡市中央区          | 百貨店業          |
| 伊勢丹(中国)投資有限公司       | 104,321千米ドル     | 100.0      | 中国 上海市             | 百貨店業          |
| 上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司      | 5,000千米ドル       | 80.0       | 中国 上海市             | 百貨店業          |
| 天津伊勢丹有限公司           | 13,200千米ドル      | 100.0      | 中国 天津市             | 百貨店業          |
| 天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司     | 32,100千米ドル      | 100.0      | 中国 天津市             | 百貨店業          |
| イセタン(シンガポール) Ltd.   | 91,710千シンガポールドル | 52.7       | シンガポール             | 百貨店業          |
| イセタンオブジャパンSdn. Bhd. | 20,000千マレーシアリンギ | 100.0      | マレーシア<br>クアラルンプール市 | 百貨店業          |
| 米国三越 INC.           | 25,000千米ドル      | 100.0      | アメリカ フロリダ州         | 百貨店業          |
| (株)エムアイカード          | 1,100百万円        | 100.0      | 東京都中央区             | クレジット・<br>金融業 |

(注記) 当社の出資比率は、(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越および(株)エムアイカードは直接、その他は間接保有であります。

### ②持分法適用関連会社の状況

| 会社名                 | 資本金          | 当社の出資比率(%) | 本店所在地     | 事業内容 |
|---------------------|--------------|------------|-----------|------|
| (株)ジェイアール西日本伊勢丹     | 100百万円       | 40.0       | 京都府京都市下京区 | 百貨店業 |
| (株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ | 50百万円        | 33.4       | 東京都中央区    | 不動産業 |
| 新光三越百貨股份有限公司        | 12,459百万台湾ドル | 43.4       | 台湾 台北市    | 百貨店業 |

(注記) 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹は直接、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズは間接、新光三越百貨股份有限公司は直接および間接保有であります。

### ③特定完全子会社の状況

| 名称       | 住所               | 帳簿価額の合計額   | 当社の総資産額    |
|----------|------------------|------------|------------|
| (株)三越伊勢丹 | 東京都新宿区新宿三丁目14番1号 | 431,756百万円 | 692,377百万円 |

## (9) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業およびその他の4事業を行っています。

## (10) 主要な営業所および事業所 (2024年3月31日現在)

### ①百貨店業<国内>

| 名 称             |             | 所在地         |
|-----------------|-------------|-------------|
| (株)三越伊勢丹        | 三越日本橋本店     | 東京都中央区      |
|                 | 三越銀座店       | 東京都中央区      |
|                 | 伊勢丹新宿本店     | 東京都新宿区      |
|                 | 伊勢丹立川店      | 東京都立川市      |
|                 | 伊勢丹浦和店      | 埼玉県さいたま市浦和区 |
| (株)札幌丸井三越       | 丸井今井札幌本店    | 北海道札幌市中央区   |
|                 | 札幌三越店       | 北海道札幌市中央区   |
| (株)函館丸井今井       |             | 北海道函館市      |
| (株)仙台三越         |             | 宮城県仙台市青葉区   |
| (株)新潟三越伊勢丹      |             | 新潟県新潟市中央区   |
| (株)静岡伊勢丹        |             | 静岡県静岡市葵区    |
| (株)名古屋三越        | 栄店          | 愛知県名古屋市中区   |
|                 | 星ヶ丘店        | 愛知県名古屋市千種区  |
| (株)広島三越         |             | 広島県広島市中区    |
| (株)高松三越         |             | 香川県高松市      |
| (株)松山三越         |             | 愛媛県松山市      |
| (株)岩田屋三越        | 岩田屋本店       | 福岡県福岡市中央区   |
|                 | 岩田屋久留米店     | 福岡県久留米市     |
|                 | 福岡三越店       | 福岡県福岡市中央区   |
| (株)ジェイアール西日本伊勢丹 | ジェイアール京都伊勢丹 | 京都府京都市下京区   |

## <海外>

| 名 称                  | 所在地             |
|----------------------|-----------------|
| 上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司       | 中国 上海市          |
| 天津伊勢丹有限公司            | 中国 天津市          |
| 天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司      | 中国 天津市          |
| イセタン (シンガポール) Ltd.   | シンガポール          |
| イセタンオブジャパン Sdn. Bhd. | マレーシア クアラルンプール市 |
| 米国三越 INC.            | アメリカ フロリダ州      |
| 新光三越百貨股份有限公司         | 台湾 台北市          |

## ②クレジット・金融・友の会業

| 名 称        | 所在地    |
|------------|--------|
| (株)エムアイカード | 東京都中央区 |
| (株)エムアイ友の会 | 東京都中央区 |

## ③不動産業

| 名 称                | 所在地    |
|--------------------|--------|
| (株)三越伊勢丹           | 東京都新宿区 |
| (株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン | 東京都新宿区 |
| (株)伊勢丹会館           | 東京都新宿区 |

## (11) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

### 当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

|               | 従業員数 (名) | 前期末比較増減 |
|---------------|----------|---------|
| 百貨店業          | 7,151    | ▲375名   |
| クレジット・金融・友の会業 | 606      | ▲7名     |
| 不動産業          | 281      | 11名     |
| その他           | 1,429    | 93名     |
| 合計            | 9,467    | ▲278名   |

(注記) 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

## (12) 主要な借入先および借入額 (2024年3月31日現在)

### 当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

| 借入先名         | 借入額 (百万円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 12,823    |
| 株式会社三井住友銀行   | 12,870    |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 5,000     |
| シンジケートローン    | 35,000    |

(注記) 借入額には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。

## 2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,500,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数  
当事業年度末 397,265,054 株 (前期末比較増 333,900 株)  
(注記) うち自己株式数は、21,927,440 株であります。
- (3) 株主数  
当事業年度末 287,801 名 (前期末比較減 9,595 名)
- (4) 大株主

| 株主名                                           | 持株数(株)     | 持株比率(%) |
|-----------------------------------------------|------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                       | 66,661,000 | 17.76   |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                            | 34,759,700 | 9.26    |
| 公益財団法人三越厚生事業団                                 | 13,067,832 | 3.48    |
| 三越伊勢丹グループ取引先持株会                               | 7,863,178  | 2.09    |
| 清水建設株式会社                                      | 6,200,000  | 1.65    |
| 明治安田生命保険相互会社                                  | 5,697,279  | 1.52    |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781                   | 4,838,787  | 1.29    |
| 三越伊勢丹グループ従業員持株会                               | 4,250,986  | 1.13    |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 4,159,100  | 1.11    |
| 大樹生命保険株式会社                                    | 3,806,300  | 1.01    |

(注記) 持株比率は自己株式(21,927,440株)を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

取締役、その他役員に交付した株式の区別合計

| 区分                   | 株式数(株) | 交付対象者数(名) |
|----------------------|--------|-----------|
| 取締役(社外取締役を除き、執行役を含む) | 22,000 | 3         |
| 取締役(社外取締役)           | 4,000  | 6         |
| 取締役ではない執行役           | 12,200 | 2         |

(注記) 上記株式は、当社の株式報酬制度に基づき交付されたものです。

## (6) その他株式に関する重要な事項

### ①自己株式の取得および消却の実施について

当社は2024年2月2日開催の取締役会決議により、以下の通り会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得し、取得した自己株式の全株式数を会社法第178条の規定に基づき消却いたしました。

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| ・取得した株式の種類  | 普通株式                 |
| ・取得した株式の総数  | 7,002,400株           |
| ・株式の取得価額の総額 | 14,999,858,700円      |
| ・取得期間       | 2024年2月5日～2024年3月22日 |
| ・消却日        | 2024年4月30日           |

### ②福岡証券取引所における当社株式の上場廃止について

当社は2024年2月2日開催の取締役会において、福岡証券取引所に上場している当社株式についての上場廃止を決議し、2024年3月20日に上場廃止いたしました。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項 (2024年3月31日現在)

#### 当事業年度末日において当社取締役および執行役が保有している新株予約権等の状況

| 区分          | 名称           | 個数(個)    | 保有者数(名) |
|-------------|--------------|----------|---------|
| 取締役 (社外を除く) | 第 29 回 新株予約権 | 57       | 1       |
| 取締役 (社外)    |              | 該当ありません。 |         |
| 執行役         | 第 33 回 新株予約権 | 80       | 1       |

上記の新株予約権の内容の概要は以下のとおりであります。

##### 第29回新株予約権 (2017年10月13日発行)

- ・新株予約権の数 (発行時点) 1,683個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 (発行時点) 当社普通株式 168,300株 (新株予約権 1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり121,400円 (1株当たり1,214円)
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり100円 (1株当たり1円)
- ・新株予約権行使することができる期間 2018年11月1日から2033年10月13日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員 (当社のグループ役員規程に定義される。) のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権行使できる。但し、「新株予約権行使することができる期間」を超えない。

##### 第33回新株予約権 (2019年7月2日発行)

- ・新株予約権の数 (発行時点) 1,233個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 (発行時点) 当社普通株式 123,300株 (新株予約権 1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり85,400円 (1株当たり854円)
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり100円 (1株当たり1円)
- ・新株予約権行使することができる期間 2020年8月1日から2035年7月2日
- ・新株予約権の主な行使条件  
当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員 (当社のグループ役員規程に定義される。) のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権行使できる。但し、「新株予約権行使することができる期間」を超えない。

## 4 会社役員に関する事項 (2024年3月31日現在)

### (1) 取締役および執行役の氏名等

#### ①取締役

| 地位               | 氏名      | 担当                  | 重要な兼職の状況                                                                      |
|------------------|---------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(代表執行役社長) | 細 谷 敏 幸 |                     | (株)三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員<br>新光三越百貨股份有限公司 董事                                       |
| 取締役              | 石 塚 由 紀 | 監査委員会委員長            |                                                                               |
| 取締役<br>(執行役常務)   | 牧 野 欣 功 |                     | (株)ジェイアール西日本伊勢丹 取締役<br>新光三越百貨股份有限公司 董事                                        |
| 取締役(社外)          | 土 井 美和子 | 報酬委員会委員長<br>指名委員会委員 | (株)SUBARU 社外取締役<br>日本特殊陶業(株) 社外取締役                                            |
| 取締役(社外)          | 古 川 英 俊 | 指名委員会委員<br>監査委員会委員  | (株)S M B C 信託銀行 特別顧問<br>一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチ 理事長                            |
| 取締役(社外)          | 橋 本 副 孝 | 取締役会議長<br>指名委員会委員長  | 東京八丁堀法律事務所 代表パートナー弁護士・所長<br>コクヨ(株) 社外取締役                                      |
| 取締役(社外)          | 安 藤 知 子 | 報酬委員会委員<br>監査委員会委員  | プレス工業(株) 社外取締役<br>関西ペイント(株) 社外取締役<br>(株)オープン・ザ・ドア 代表取締役                       |
| 取締役(社外)          | 越 智 仁   | 指名委員会委員<br>監査委員会委員  |                                                                               |
| 取締役(社外)          | 岩 本 敏 男 | 指名委員会委員<br>報酬委員会委員  | (株)NTTデータグループ 相談役<br>(株)大和証券グループ本社 社外取締役<br>東日本旅客鉄道(株) 社外取締役<br>住友林業(株) 社外取締役 |

## ②執行役

| 地位      | 氏名      | 担当                      | 重要な兼職の状況                                |
|---------|---------|-------------------------|-----------------------------------------|
| 代表執行役社長 | 細 谷 敏 幸 | C E O                   | (株)三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員<br>新光三越百貨股份有限公司 董事 |
| 執行役常務   | 牧 野 欣 功 | C S D O兼<br>C F O       | (株)ジェイアール西日本伊勢丹 取締役<br>新光三越百貨股份有限公司 董事  |
| 執行役常務   | 金 原 章   | C A O兼C R O兼<br>C H R O |                                         |
| 執行役常務   | 山 下 卓 也 | CMO                     |                                         |

(注記)

- 取締役のうち、細谷敏幸、牧野欣功の両氏は、執行役を兼務しております。
- 当社は、社外取締役である土井美和子、古川英俊、橋本副孝、安藤知子、越智仁、岩本敏男の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出しております。
- 監査委員会委員の古川英俊氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 非業務執行取締役の石塚由紀氏は、常勤の監査委員会委員であります。当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査委員会委員を選定することとしております。
- 当社は、2024年4月1日付で、以下のとおり執行役の選任を行っております。

代表執行役社長 細谷 敏幸 (CEO)

執行役常務 牧野 欣功 (CSDO兼CFO)

※CSDO : チーフ・ストラテジー&デジタル・オフィサー

執行役常務 金原 章 (CAO兼CRO兼CHRO)

※CAO : チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー

※CRO : チーフ・リスク・オフィサー

※CHRO : チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー

執行役常務 山下 卓也 (CMO) ※CMO : チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー

- 各社外取締役およびその重要な兼職先と当社との間に、社外取締役としての職務を遂行する上で、問題となる特別な関係はありません。社外取締役の所属する団体と当社との間には以下の取引がありますが、社外取締役の独立性に影響を及ぼすおそれはない判断しております。

岩本敏男氏の兼職先である(株)NTTデータグループと当社子会社との間には取引がありますが、過去3年間における当社との取引額は当該各事業年度における両社の連結売上高のいずれも1%未満であります。

## (2) 当事業年度中の取締役の異動

当社は、当事業年度中の2023年6月20日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役の異動がありました。

### ①新任 <2023年6月20日付>

取締役 (執行役常務) 牧野 欣功  
取締役 (社外) 越智 仁  
取締役 (社外) 岩本 敏男

### ②退任 <2023年6月20日付>

取締役 (会長) 赤松 塩  
取締役 竹内 徹  
取締役 (社外) 飯島 彰己  
取締役 (社外) 小山田 隆

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役の石塚由紀氏、および社外取締役の土井美和子、古川英俊、橋本副孝、安藤知子、越智仁、岩本敏男の6氏と、当社定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は7氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は(株)三越伊勢丹ホールディングス、(株)三越伊勢丹の取締役、執行役、監査役および執行役員であり、当該保険契約により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。なお、すべての被保険者の保険料を当社が負担しております。また、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意または重大な過失がある場合の賠償金等については、填補の対象外としています。

### (5) 取締役および執行役の報酬等の額

| 役員区分      | 対象となる役員の員数(人) | 報酬等の総額(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |             |              |
|-----------|---------------|-------------|-----------------|-------------|--------------|
|           |               |             | (固定報酬)基本報酬      | (業績連動報酬等)賞与 | (非金銭報酬等)株式報酬 |
| 取締役       | 13            | 142         | 134             | —           | 8            |
| (うち社外取締役) | (8)           | (87)        | (81)            | (—)         | (6)          |
| 執行役       | 4             | 295         | 146             | 97          | 51           |
| 計         | 17            | 438         | 280             | 97          | 60           |

(注記)

- 上記の取締役の報酬等には2023年6月20日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名への支給額を含めています。
- 取締役を兼務する執行役については、取締役としての支給分と執行役としての支給分とに分けて記載しており、員数については取締役と執行役の員数に重複して記載しております。
- 執行役への賞与は、業績に連動する算定方法を導入しており、その評価指標として全社営業利益額とESG指標を使用しております。上記賞与額は、2023年4月から2024年3月を対象期間とし、2024年7月に支給する予定の未払賞与額を記載しております。
- 当社は譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。非金銭報酬等には、この譲渡制限付株式に係る費用のうち、2024年3月期中に費用計上した額を記載しております。また、当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況につきましては、「会社の株式に関する事項」に記載しております。

## (6) 取締役および執行役（以下、「執行役等」）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

### ◆役員報酬に関する基本原則

- 当社は執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針として「役員報酬に関する基本原則」を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。以下の4点を基本原則として健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブ付けをしております。

- ①株主と役員の利害一致の促進
- ②業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大
- ③（目標達成時における）産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供
- ④評価方法や報酬決定方法の客観性・透明性の確保

- 上記「役員報酬に関する基本原則」に基づき、社外取締役のみで構成される法定の報酬委員会において、報酬に関する方針の決定や個別報酬額を審議し、決定しております。同委員会においては、役員報酬制度が当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしてより一層機能するよう検討を継続しております。

### ◆報酬構成

（執行役）※取締役兼務を含む

|             |                                      |                        |
|-------------|--------------------------------------|------------------------|
| 基本報酬 × 12ヶ月 | 賞与<br>基本報酬<br>× 5ヶ月分<br>(支給率1.00の場合) | 株式報酬<br>基本報酬<br>× 4ヶ月分 |
|-------------|--------------------------------------|------------------------|

（非業務執行取締役）※社外取締役を含む

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 基本報酬 × 12ヶ月 | 株式報酬<br>基本報酬 × 1ヶ月分 |
|-------------|---------------------|

### ◆基本報酬

- 執行役等の基本報酬は、報酬委員会にて審議された報酬テーブルに基づき、毎月定額で支払われます。
- 基本報酬は、毎期、外部のコンサルティング会社の職務分析・評価の手法を参考に作成した個人別報酬額案の妥当性を報酬委員会にて審議し、決定しております。

## ◆賞与（業績連動報酬）

- ・執行役においては、報酬原則を反映し、目標達成を強く動機づけるために、下記の業績連動型賞与体系を導入しております。

### 【1】賞与支給額算出式

執行役：基準賞与額（月額基本報酬（5ヶ月）×全社業績支給率×全社ESG指標）

### 【2】全社業績支給率

当社として目指すべき営業利益目標額を達成した場合の支給率を1.00（100%）とし達成度に応じて支給率は下限0.00（0%）～上限なしで比例配分となるように設計しております。

### 【3】全社ESG指標

中長期のサステナビリティ推進目標の実現に向けた動機づけとして、2023年度より役員賞与への評価にESG指標を導入しております。指標KPIについては毎期判断し決定することとしており、基準賞与額×全社業績支給率で算定された賞与に対し±5%の変動幅で達成度合いが反映されるように設計しております。

## ◆株式報酬（非金銭報酬）

- ・株主価値の向上に対する意識を高めることを目的として、一定期間の譲渡制限を付した自社株を付与し、株主と役員の利害一致を図る「譲渡制限付株式報酬制度」を導入しております。

### （譲渡制限付株式報酬制度）

|         |                                                   |
|---------|---------------------------------------------------|
| 金銭報酬債権額 | 執行役（取締役兼務者含む）：月額基本報酬×4ヶ月分<br>非業務執行取締役：月額基本報酬×1ヶ月分 |
| 割当株数の算出 | 個別金銭報酬債権 ÷ 基準株価※1（100株未満切り捨て）                     |
| 譲渡制限期間  | 30年間※2                                            |

※1 割当決議日の前取引日（当該日に株価が付かない場合はその前取引日）の東京証券取引所における当社株式の終値

※2 任期満了もしくは当社取締役会が正当と認める理由による譲渡制限期間中に退任の場合は譲渡制限を解除

## ◆当事業年度に係る執行役等の個人別報酬等の内容が「役員報酬に関する基本原則」に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

- ・報酬委員会においては個人別報酬等の内容について

- (1) 基本報酬については、役位・職務に応じた個人ごとの金銭報酬として算出されていること
- (2) 賞与については、目指すべき全社業績目標と結果に連動した金銭報酬であること
- (3) 株式報酬については、株主と利害の一致するインセンティブ報酬であることを委員会の審議の中で確認しており、これにより報酬委員会は、当事業年度に係る執行役等の個人別報酬等の内容が「役員報酬に関する基本原則」に沿うものであると判断しております。

- ・また報酬水準については、上記の基本原則「③産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般（プライム市場上場企業）と設定のうえ、数多くの上場企業が参加する報酬サーベイに毎期参画し、年間報酬総額の水準が目指すべき全社業績目標額達成時に平均相当となるよう報酬委員会にて検証しております。

## (7) 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動

| 区分  | 氏名    | 取締役会等への出席状況                                           | 発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 土井美和子 | 取締役会<br>10回／10回<br>指名委員会<br>8回／8回<br>報酬委員会<br>8回／8回   | 同氏は、デジタル・IT分野における豊富な知識・経験によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。<br>また指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しております。<br>さらに報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等の決定に当たり、委員長として客観性と透明性のある議事運営に努めております。   |
| 取締役 | 古川 英俊 | 取締役会<br>10回／10回<br>指名委員会<br>8回／8回<br>監査委員会<br>16回／16回 | 同氏は、企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。<br>また指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しております。<br>さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っております。 |
| 取締役 | 橋本 副孝 | 取締役会<br>10回／10回<br>指名委員会<br>7回／7回                     | 同氏は、企業法務に代表される弁護士としての専門的見地と、監査に関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。また、取締役会議長として経営のモニタリング強化にリーダーシップを発揮しております。<br>また指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等の審議、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の決定に当たり、委員長として客観性と透明性のある議事運営に努めております。        |
| 取締役 | 安藤 知子 | 取締役会<br>10回／10回<br>報酬委員会<br>8回／8回<br>監査委員会<br>16回／16回 | 同氏は、マーケティング分野および人事・人材マネジメント領域における豊富な知識と経験によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では当該視点に基づき、議案審議について必要な発言を適宜行っております。<br>また報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等の決定を行っております。<br>さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っております。       |

| 区分  | 氏名    | 取締役会等への出席状況                                         | 発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 越智 仁  | 取締役会<br>8回／8回<br>指名委員会<br>7回／7回<br>監査委員会<br>12回／12回 | <p>同氏は、企業経営に関する豊富な経験とIT・DX、ガバナンスに関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等の審議、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しております。</p> <p>さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っております。</p> |
| 取締役 | 岩本 敏男 | 取締役会<br>8回／8回<br>指名委員会<br>7回／7回<br>報酬委員会<br>7回／7回   | <p>同氏は、企業経営に関する豊富な経験とIT・デジタル、グローバルビジネスに関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献することが期待されており、取締役会では当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等の審議、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しております。</p> <p>さらに報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等の決定を行っております。</p>                 |

- (注記) 1.越智仁、岩本敏男の両氏は、2023年6月20日の第15回定時株主総会において取締役に就任したため、就任後の取締役会等への出席状況を記載しています。  
 2.橋本副孝氏は、2023年6月20日の第15回定時株主総会において取締役に再任された後、新たに指名委員会委員長に選定されたため、選定後の指名委員会出席状況を記載しています。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| ①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額          | 113百万円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 229百万円 |

- (注記) 1. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第4項の同意をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）Ltd.およびイセタンオブジヤパン Sdn. Bhd.は当社の会計監査人以外の監査法人に計算関係書類の法定監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項および第6項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### 内部統制システム構築の基本方針

株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「当社」という。）は、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備し、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図ってまいります。

#### 1. コンプライアンス体制

「当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法第416条1項1号亦、会社法施行規則第112条2項4号）

- (1)取締役会を「取締役会規程」に則り定期開催し、取締役会において法令上取締役会に付議しなければならない事項（以下「法定の付議事項」という。）を中心に決議するとともに執行役の業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。
- (2)総務統括部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3)取締役会の意思決定および監督の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち過半数を社外取締役とする。
- (4)内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5)当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

#### 2. リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第112条2項2号）

- (1)事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2)リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3)リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4)内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5)反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

### 3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法第24条の4の4）

- (1)適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (3)真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しつつ運用する。
- (4)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5)モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6)財務報告に係る内部統制に関するＩＴ（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

### 4. 情報保存管理体制

「当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」（会社法施行規則第112条2項1号）

- (1)執行役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
  - ①株主総会議事録
  - ②取締役会議事録
  - ③執行役会議事録
  - ④計算書類
  - ⑤官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
  - ⑥その他取締役会が決定する書類
- (2)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役、執行役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

### 5. 効率的職務執行体制

「当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項3号）

- (1)執行役の業務執行の分掌や指揮命令関係は取締役会で決定する。
- (2)取締役会は法定の付議事項を中心に決議し、その他の重要な意思決定は執行役に権限委譲する。執行役を中心メンバーとする執行役会にてそれら重要な意思決定を審議のうえ決議・決定する。
- (3)執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。

- (4)チーフオフィサー制を採用し、代表執行役社長から重要な担当領域を委任されたチーフオフィサーは、複数の部門にまたがる当社グループ全体の課題に関する統括業務の推進を行う。
- (5)業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

## 6. グループ会社管理体制

「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項5号）

当社は、以下のとおりグループ各社の、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。

1. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」（会社法施行規則第112条2項5号イ）

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

2. 「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第112条2項5号ロ）

- (1)当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。当該部署は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを推進する。
- (2)当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社代表執行役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。

3. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項5号ハ）

- (1)当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。
- (2)当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づき当社執行役会または取締役会の承認決議を受ける。

#### 4. 「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項5号二）

- (1) 内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (2) コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (3) 当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

#### 7. 監査委員会スタッフに関する事項

「当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項、および当該取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項」（会社法施行規則第112条1項1号、2号、3号）

- (1) 監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、スタッフ（以下「監査委員会スタッフ」という。）を配置する。監査委員会はそのスタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査委員会スタッフは、監査委員会が求める事項の報告を行い、その報告のために必要な情報収集の権限を有する。
- (3) 監査委員会スタッフは、業務執行組織から独立し、専属として監査委員会の指揮命令に従いその職務を行う。当該スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査委員会の同意を必要とする。
- (4) 当社グループ全体の監査体制強化のため、監査委員会スタッフを非常勤監査役として各グループ会社に派遣する。

#### 8. 監査委員会への報告に関する体制

1. 「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」（会社法施行規則第112条1項4号イ）  
「当社の子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制」（会社法施行規則第112条1項4号ロ）

- (1) 取締役、執行役および使用人が監査委員会の求めに応じてまたは事案発生時に遅滞なく監査委員会に報告すべき事項を取締役会が定める「監査委員会規程」に定め、取締役、執行役および使用人は必要な報告を行うものとする。なお、監査委員会は前記に拘らず、必要に応じていつでも取締役、執行役、使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査委員会に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、報告することができる。

(3)当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用を維持し、その運用状況、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告することとする。

2.「1の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」(会社法施行規則第112条1項5号)

監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

## 9. 監査費用の処理方針

「当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」(会社法施行規則第112条1項6号)

監査委員がその職務の執行について、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

## 10. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

「その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則第112条1項7号)

- (1)監査委員会は情報収集、情報共有および課題認識の共有のため、代表執行役、取締役会議長、監査委員以外の取締役、および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2)監査委員会が選定する監査委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができる。
- (3)内部監査部門は、グループ全体を対象とする内部監査計画、監査結果および監査の状況を監査委員会に報告するほか、情報交換等の連携を図る。なお、監査委員会は、執行役の職務の執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合等、その必要が認められる場合には、内部監査部門に対して調査を求め、具体的な指示をることができる。また、内部監査部門の長の人事および懲戒には監査委員会の同意を必要とする。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況（2023年度）

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に取り組んでおります。当事業年度における同体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### 1. コンプライアンス体制

- (1)当社は総務統括部に内部統制やコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制、法令遵守、社会倫理観の維持向上と全体統制を図っております。
- (2)2023年度に策定された「三越伊勢丹グループ 企業理念」を下支えする位置づけとして、三越伊勢丹グループの全役職員が守るべき倫理的基準を改めて再整理し網羅した「三越伊勢丹グループ行動規範」を制定いたしました。
- (3)現在の「コンプライアンス・リスクマネジメント推進会議」について、コンプライアンスとリスクマネジメントの各機能のより一層の実効性向上を図るべく、2024年度からの分離運用体制への移行に向けた議論を実施し、執行役会にて新たな推進体制を審議・決定いたしました。
- (4)グループ各社の経営層を対象とした「コンプライアンス推進部会」を開催し、コンプライアンス上の経営課題に関する弁護士講話等の実施や、最新の法令知識・行政動向等の理解促進を通じ、実務との連動を図っております。また、実務者を対象とした「三越伊勢丹コンプライアンス委員会」にて、基礎知識や事故事例を共有し、各事業会社内において教育・啓発が出来るようコンプライアンスサイクルを構築しております。
- (5)「取締役会規程」に則り、2023年度は取締役会を10回開催し、会社法に定める取締役会の専決事項ならびに定款、取締役会規程、およびグループ意思決定手続規程に定める事項を中心に審議・決議・業務執行に係る報告を実施いたしました。
- (6)当社は代表執行役社長直轄の独立した組織として「内部監査室」を設置しております。同室は「内部監査規程」に基づき、監査年度計画を策定のうえ監査活動を実施し、重要な監査結果等について、代表執行役社長ならびに取締役会・監査委員会に隨時報告を実施しています。
- (7)グループ全体の内部通報窓口「三越伊勢丹グループホットライン」では、社内・社外に通報窓口を設置し、通報受付・調査・是正措置を行う体制を整えております。

### 2. リスクマネジメント体制

- (1)当社は独立した部署として「リスクマネジメント室」を設置し、グループ全体のリスク整理および管理統制を行っています。
- (2)グループ全体のリスクを網羅的に整理した「リスク一覧」を用いて、一元的なリスク管理を図るとともに、個々のリスクへの対応状況を月次で評価し、執行役会等に定期報告しています。当社グループのリスク管理状況を広く共有することで、グループ全体のリスク感度を高めております。
- (3)「コンプライアンス・リスクマネジメント推進会議」において重点リスクを選定し、それらを所管する3つの部会（リスク対策部会・コンプライアンス推進部会・サイバーリスク対策プロジェクト）を通じて、実効性のある未然防止対策を講じています。加えて、2024年度より執行役会の諮問機関として新たに「リスクマネジ

メント委員会」を設置することで、経営戦略の推進や経営基盤に影響を与える重大な経営リスクへの対応をさらに強化してまいります。

(4)従業員一人ひとりの防災意識向上のため、社内イントラに災害対策（地震・津波・水害等）をテーマとした情報を定期的に発信しています。

### 3. 財務報告に係る内部統制体制

(1)当社は適正な財務報告の実現のため、責任者である財務経理統括部長の下、金融商品取引法等の関連法令および経理処理に関わるルールを定めた「経理規程」「経理実施要項」等の社内諸規程に基づき、財務報告に係る内部統制に関する情報インフラの整備・不正アクセスへの技術的対策など、信頼性を確保する体制を整備・運用しております。

(2)加えて、四半期ごとに監査法人からの監査報告の受領および情報交換を行っております。

(3)内部監査室は金融商品取引法による内部統制報告制度（J-SOX）として、金融庁企業会計審議会による実施基準等に基づき、財務報告に係る内部統制について評価を実施しております。

(4)不正アクセス等の外的脅威対策として、不正検知・駆除の技術的対策を行っています。情報漏洩等の内的脅威対策として、PCのログを収集して追跡調査が可能な状態を保っています。

### 4. 情報保存管理体制

(1)当社は「情報管理規程」において、CAOを秘密情報統括責任者、総務統括部長を秘密情報管理責任者として会社の秘密情報管理体制を定めています。また、株主総会・取締役会・執行役会等の決議機関の議事録などの重要文書について「文書管理規程」に基づき、各所管部門において適切に記録・保管・管理を行っております。

(2)情報管理に係る重要な方針や規程等を定め、取締役会や執行役会などで議論・整理しグループポータルにおいて開示することで全関係者へ周知徹底を図っております。

### 5. 効率的職務執行体制

(1)当社は機関設計として指名委員会等設置会社を採用し、経営の意思決定の迅速化と、経営監督機能強化の両軸を実現するため、取締役会と執行役会の各役割を関連諸規程において定め、「執行」と「監督」の役割を明確に分離し運営しています。

(2)取締役会で選任・選定された執行役は、取締役会で定められた職務の分掌や指揮命令関係に基づき、業務執行の決定と執行を行っています。執行役としての分掌範囲は定めつつ、「グループ意思決定手続規程」に基づき、執行役会で重要事項を合議による決議、または審議のうえ執行役社長が決定しています。

(3)各執行役は、担当業務の執行状況を定期的に取締役会に報告を行っております。

### 6. グループ会社管理体制

(1)当社は「グループ会社管理規程」を整備し、親会社である当社とグループ会社が連携してグループ経営を行うことを目的に、当社がグループ会社を管理、支援する方針について定めております。

(2) 「グループ意思決定手続規程」において当社の子会社の意思決定の範囲を明確化することにより各子会社の取締役等が効率的に職務を遂行できる体制を整備しています。また、グループ会社に非常勤取締役や非常勤監査役を派遣し、経営状況の把握や業務の適正性の確認および重要な意思決定に関わっております。

## 7. 監査委員会スタッフに関する事項

当社は監査委員会の職務を補助する組織として、取締役会室内に監査委員会運営部を設置し、専任のスタッフを配置しております。また、監査委員会運営部から国内グループ各社に非常勤監査役を派遣し、グループ監査体制の強化を図っております。

## 8. 監査委員会への報告に関する体制

- (1) 執行役、内部監査部門等の使用人は、「監査委員会規程」の定めおよび監査委員会の求めに応じてその職務執行の状況、財務および経理の状況、グループ全体の内部統制システムの状況について、定期的または適宜に監査委員会に報告しております。また、監査委員会はグループ各社の監査役から各社の状況について報告を受けております。
- (2) 当社は「三越伊勢丹グループホットライン」の運用状況、通報内容および調査結果等を、定期的に監査委員会に報告しております。

## 9. 監査費用の処理方針

当社は「監査委員会規程」および「監査委員会監査基準」において、監査委員はその職務の執行について、必要な費用等について請求することができる旨を定め、費用の支払い等を行っております。

## 10. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

- (1) 監査委員会は、代表執行役およびその他の各執行役と意見交換を行っております。また、取締役会議長および監査委員以外の社外取締役全員との会合を通じて、情報共有・意見交換を行っております。
- (2) 重要な意思決定の過程および執行役等の職務の執行状況を把握するため、常勤監査委員を中心に執行役会等の社内の重要な会議に出席しております。
- (3) 監査委員会は、監査の実効性向上のため、内部監査部門および会計監査人と、監査計画、監査結果および監査の状況について定期的に情報交換・意見交換を行う等の適切な連携を図っております。

## 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆さまへの利益還元を行っております。

経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準の維持、利益成長にあわせた中長期的な増配に加え、自己株式取得を組み合わせたトータルな還元を、総還元性向50%の水準を意識して行ってまいります。

資本効率向上に向けた自己株式取得につきましては、業績動向や成長投資の機会その他の要因を考慮し、その金額や時期を含め、機動的に決定してまいります。

### 【ご参考】政策保有株式に関する方針

#### ①当社の政策保有株式の方針

当社グループは、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としております。既に保有する政策保有株式については、毎年取締役会において、保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に継続保有の合理性を検証しておりますが、政策保有株式縮減に向けて、市場環境や保有銘柄の状況等を勘案しつつ段階的に売却を進めてまいります。

#### ②政策保有株式に係る議決権の行使基準

政策保有株式の議決権の行使については、当該企業の持続的な企業価値の向上につながるか否か、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使してまいります。

#### ③政策保有株主から売却の意向が示された場合の対応方針

当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなど、売却等を妨げる行為は行いません。

## 8 コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

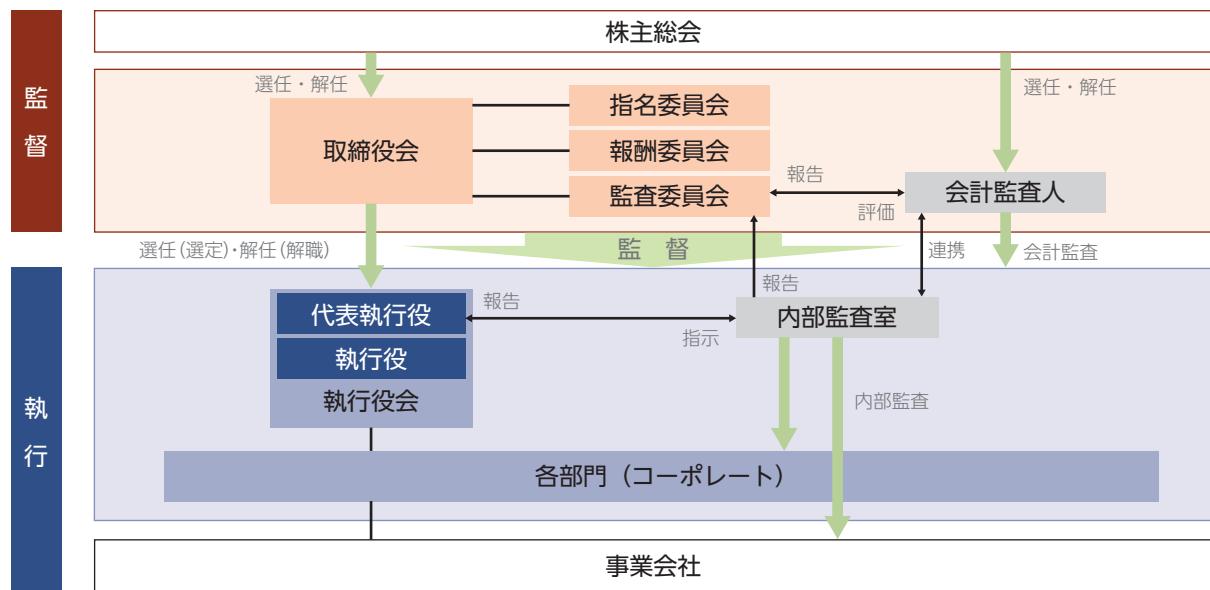
### (1) 基本的な考え方

当社グループは、企業活動の透明性を確保し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組むことで、コーポレート・ガバナンス改革を推進しています。また、機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。

お客さま、お取組先、株主・投資家、従業員、地域社会・コミュニティといったステークホルダーとの良好な関係を構築するため、コーポレート・ガバナンスの在り方の検証を行い、適宜必要な改善を図っています。

また、当社グループはコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。

### (2) コーポレート・ガバナンスの体制



### (3) 取締役会、法定3委員会体制および活動状況等について

|       |                                                                            |                                                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会  | 【役割】 グループの大局的な方向付け、業務執行に対する監督・モニタリング                                       |                                                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                        |
|       | 【2023年度の活動状況】                                                              |                                                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                        |
| 指名委員会 | ■委員長<br>橋本取締役                                                              | ■人数と構成<br><br>[内、社外取締役 6名 (66.6%)] | ■開催回数・出席率<br>10回<br>   | ■主な議題<br>・会社法、定款などで定められた決議・報告事項<br>・次期中期経営計画に向けた長期目標の議論<br>・現中期経営計画や重要な業務執行のモニタリング<br>・内部統制システムのモニタリング |
|       | 【役割】 役員の「指名」に関する審議や意思決定                                                    |                                                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                        |
| 報酬委員会 | 【2023年度の活動状況】                                                              |                                                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                        |
|       | ■委員長<br>橋本取締役                                                              | ■人数と構成<br><br>[全員社外取締役 (100%)]     | ■開催回数・出席率<br>8回<br>    | ■主な議題<br>・社長CEOの再任可否および後継者計画審議<br>・取締役候補者の決定<br>・委員会委員・執行役などの役員人事案審議                                   |
| 監査委員会 | 【役割】 役員の「報酬」に関する審議や意思決定                                                    |                                                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                        |
|       | 【2023年度の活動状況】                                                              |                                                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                        |
| 監査委員会 | ■委員長<br>土井取締役                                                              | ■人数と構成<br><br>[全員社外取締役 (100%)]    | ■開催回数・出席率<br>8回<br>   | ■主な議題<br>・役員の報酬に関する審議や意思決定<br>・業績連動報酬・非金銭報酬などのインセンティブ制度についての検討および決定                                    |
|       | 【役割】 執行役および取締役の職務執行の監査、内部統制システムの構築・運用状況の監査<br>会計監査人の選解任等に関する株主総会提出議案の内容の決定 |                                                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                        |
| 監査委員会 | 【2023年度の活動状況】                                                              |                                                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                        |
|       | ■委員長<br>石塚取締役                                                              | ■人数と構成<br><br>[内、社外取締役 3名 (75%)] | ■開催回数・出席率<br>16回<br> | ■主な議題<br>・監査方針および監査計画の策定<br>・内部統制部門からの報告<br>・内部監査室からの報告<br>・会計監査人からの報告<br>・執行部門に対する業務執行状況のヒアリング        |

#### (4) 取締役会および法定3委員会以外の活動について

当社では、取締役会実効性向上の一環として、社外取締役を中心とした会合を、2023年度に計7回開催しました。具体的には「社外取締役ミーティング」(計3回)や「非業務執行取締役ミーティング」(計2回)、「社外取締役と代表執行役CEOとの間での意見交換」(計2回)で、当社グループの年度ごとの総括や、経営課題、目指すべき方向性、およびサクセッションプランなどについて幅広くディスカッションを行っています。

また当社は、取締役・執行役に対し、求められる役割・責務に応じた知識の習得、スキルの向上を目的とした継続的なトレーニングを実施しています。特に社外取締役に対しては、就任前における当社の現状・課題認識の理解促進のため、当社概要や戦略のほか、これまでの取締役会、および所属する法定委員会における議論内容等の説明を実施しています。また、就任後も継続的に必要な情報を更新するため、重要な拠点視察などの機会を確保すると共に、取締役会および各委員会などにおいて自らの信念に基づき正しい判断ができるよう、当社グループを取り巻く環境や推進する戦略・計画に合わせ、必要となる知識を定期的に共有する機会を設けております。

#### (5) 業務執行機構

取締役会で選任・選定された執行役は、取締役会で定められた職務の分掌および指揮命令関係に基づき委任を受けたチーフオフィサーの役割を担い、業務執行の決定と執行を行います。執行側の意思決定および審議の機関として「執行役会」を設置し、取締役会から権限委譲された事項を含むグループの重要事項に関して、審議と意思決定を行っております。

#### (6) 取締役会および法定3委員会実効性評価

当社では、取締役会および法定3委員会の実効性評価を、自己評価アンケートやインタビュー等を通じて実施しています。当該分析・評価をもとに、役員間で複数回の討議を行うと共に、アクションプランの策定・実行を通して、取締役会等のさらなる実効性向上を図っています。

当社の実効性評価は独立社外取締役が務める取締役会議長主導で設計しています。過去より実施していた第三者機関の活用是非は取締役会で毎年議論しておりますが、本年度は自律自走で取組みこととし、その枠組みについては複数の第三者機関からのレビューを受けることで妥当性を確認しています。

##### ◆2023年度の取締役会および法定3委員会の実効性評価の取り組み



|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                   |              |  |  |  |  |  |             |             |             |            |                    |              |                   |              |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------|--|--|--|--|--|-------------|-------------|-------------|------------|--------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 評価手法               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●全取締役、執行役に対する「個別アンケート調査」（※8項目・全63設問）</li> <li>●アンケート調査後の「個別インタビュー」（※一人当たり約1時間）</li> </ul> <p>⇒自社状況を把握した取締役会室長が個別実施することで課題の深掘りを実施</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                   |              |  |  |  |  |  |             |             |             |            |                    |              |                   |              |
| 評価項目               | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">①取締役会の役割・責務</td> <td style="width: 25%;">②取締役会の規模・構成</td> <td style="width: 25%;">③取締役会の運営・議論</td> <td style="width: 25%;">④取締役会の議題設定</td> </tr> <tr> <td>⑤ステークホルダーを意識した取り組み</td> <td>⑥社外取締役ミーティング</td> <td>⑦社外取締役に対するサポート体制等</td> <td>⑧指名・報酬・監査委員会</td> </tr> </table>                                                                                                                                           |                   |              |  |  |  |  |  | ①取締役会の役割・責務 | ②取締役会の規模・構成 | ③取締役会の運営・議論 | ④取締役会の議題設定 | ⑤ステークホルダーを意識した取り組み | ⑥社外取締役ミーティング | ⑦社外取締役に対するサポート体制等 | ⑧指名・報酬・監査委員会 |
| ①取締役会の役割・責務        | ②取締役会の規模・構成                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ③取締役会の運営・議論       | ④取締役会の議題設定   |  |  |  |  |  |             |             |             |            |                    |              |                   |              |
| ⑤ステークホルダーを意識した取り組み | ⑥社外取締役ミーティング                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ⑦社外取締役に対するサポート体制等 | ⑧指名・報酬・監査委員会 |  |  |  |  |  |             |             |             |            |                    |              |                   |              |
| 評価結果               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●多くの設問項目で「適切である」または「おおむね適切である」との回答が一定割合以上を占め、全項目の平均評点は前年度から改善しました。取締役会および法定3委員会の実効性が十分に確保されていることを確認しました。</li> <li>●特に「取締役会の運営・議論」および「社外取締役ミーティング」での評点において大きな改善が見られ、議事の内容や開催頻度、自由闊達で建設的な議論の実現および社外取締役間の情報共有などについて、一定程度の評価が得られました。</li> <li>●一方で課題感として「取締役会の議題設定」については、次年度が現中期経営計画の最終年度であることのモニタリングのポイントと、次期中期経営計画の組み立ておよび将来を見据えた議論の更なる活性化について取締役会でより深い議論が必要との意見が出されました。</li> <li>●また「ステークホルダーを意識した取り組み」については改善が見られるものの、次年度はより充実した活動と報告共有等、更なる改善の余地がある旨の評価となりました。</li> </ul> |                   |              |  |  |  |  |  |             |             |             |            |                    |              |                   |              |



|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営方針とアクションプラン | <p>評価結果を受け、「社外取締役間」「社内取締役・執行役間」「取締役会」での合計3回の討議を通じ、取締役会の次年度運営方針とアクションプランを下記のとおりとしました。</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【次年度の運営方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当社の将来に関する長期目標の議論を更に深め、次期中期経営計画の方向付けを行う。</li> <li>●取締役会におけるモニタリングを更に進化させ、執行による適切なリスクテイクを支える環境を整える。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【アクションプラン】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①グループの大局的方向付け（有効な大局的議論）</li> <li>②業務執行に対する監督・モニタリング（的確な戦略進捗のモニタリング）</li> <li>③法定3委員会の実効性向上（連携と共有の精度向上）</li> <li>④運営・サポートの継続的改善（効率的かつメリハリある運営とサポート）</li> </ol> </div> |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注記) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨てております。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

# 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

| 科 目            | 金 額              |
|----------------|------------------|
| <b>資産の部</b>    | 1,225,103        |
| 流動資産           | 286,776          |
| 現金及び預金         | 68,177           |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 154,501          |
| 有価証券           | 1,183            |
| 棚卸資産           | 25,255           |
| その他            | 41,772           |
| 貸倒引当金          | △4,114           |
| 固定資産           | 938,284          |
| 有形固定資産         | 704,831          |
| 建物及び構築物        | 146,132          |
| 土地             | 529,485          |
| 建設仮勘定          | 13,034           |
| 使用権資産          | 957              |
| その他            | 15,221           |
| 無形固定資産         | 50,090           |
| ソフトウェア         | 17,234           |
| のれん            | 9,489            |
| その他            | 23,366           |
| 投資その他の資産       | 183,362          |
| 投資有価証券         | 132,956          |
| 長期貸付金          | 13               |
| 差入保証金          | 37,438           |
| 退職給付に係る資産      | 3,531            |
| 繰延税金資産         | 4,661            |
| その他            | 5,229            |
| 貸倒引当金          | △468             |
| 繰延資産           | 41               |
| 社債発行費          | 41               |
| <b>合計</b>      | <b>1,225,103</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

| 科 目          | 金 額              |
|--------------|------------------|
| <b>負債の部</b>  | 624,278          |
| 流動負債         | 393,175          |
| 支払手形及び買掛金    | 116,091          |
| 短期借入金        | 22,454           |
| コマーシャル・ペーパー  | 25,000           |
| 未払法人税等       | 6,927            |
| 契約負債         | 99,132           |
| 商品券          | 25,608           |
| 賞与引当金        | 12,093           |
| ポイント引当金      | 2,323            |
| 商品券回収損引当金    | 13,242           |
| その他          | 70,300           |
| 固定負債         | 231,103          |
| 社債           | 20,000           |
| 長期借入金        | 53,300           |
| 繰延税金負債       | 111,560          |
| 退職給付に係る負債    | 30,855           |
| 関係会社事業損失引当金  | 4                |
| その他          | 15,384           |
| <b>純資産の部</b> | <b>600,824</b>   |
| 株主資本         | 553,017          |
| 資本金          | 51,470           |
| 資本剰余金        | 323,857          |
| 利益剰余金        | 210,679          |
| 自己株式         | △32,990          |
| その他の包括利益累計額  | 40,901           |
| その他有価証券評価差額金 | 11,329           |
| 繰延ヘッジ損益      | 0                |
| 為替換算調整勘定     | 27,652           |
| 退職給付に係る調整累計額 | 1,919            |
| 新株予約権        | 499              |
| 非支配株主持分      | 6,405            |
| <b>合計</b>    | <b>1,225,103</b> |

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

# 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨ご参考>

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

| 科 目                    | (単位：百万円) |                | 科 目                      | (単位：百万円) |
|------------------------|----------|----------------|--------------------------|----------|
| <b>売上高</b>             |          | <b>536,441</b> | 営業活動によるキャッシュ・フロー         | 56,895   |
| 売上原価                   |          | 217,504        | 投資活動によるキャッシュ・フロー         | △27,015  |
| 売上総利益                  |          | 318,937        | 財務活動によるキャッシュ・フロー         | △68,485  |
| 販売費及び一般管理費             |          | 264,568        | 現金及び現金同等物に係る換算差額         | 1,287    |
| <b>営業利益</b>            |          | <b>54,369</b>  | 現金及び現金同等物の増減額            | △37,318  |
| 営業外収益                  |          |                | 現金及び現金同等物の期首残高           | 109,039  |
| 受取利息及び受取配当金            | 1,133    |                | 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 | 669      |
| 持分法による投資利益             | 6,933    |                | 現金及び現金同等物の期末残高           | 72,390   |
| その他                    | 2,394    | 10,461         |                          |          |
| 営業外費用                  |          |                |                          |          |
| 支払利息                   | 731      |                |                          |          |
| 固定資産除却損                | 1,986    |                |                          |          |
| 商品券回収損引当金繰入額           | 263      |                |                          |          |
| その他                    | 1,973    | 4,953          |                          |          |
| <b>経常利益</b>            |          | <b>59,877</b>  |                          |          |
| 特別利益                   |          |                |                          |          |
| 投資有価証券売却益              | 1,446    | 1,446          |                          |          |
| 特別損失                   |          |                |                          |          |
| 減損損失                   | 1,456    |                |                          |          |
| 投資有価証券評価損              | 444      |                |                          |          |
| 賃貸借契約変更損               | 1,179    |                |                          |          |
| 店舗閉鎖損失                 | 2,941    |                |                          |          |
| 事業構造改善費用               | 180      | 6,203          |                          |          |
| 税金等調整前当期純利益            |          | 55,120         |                          |          |
| 法人税、住民税及び事業税           | 9,264    |                |                          |          |
| 法人税等調整額                | △9,641   | △376           |                          |          |
| 当期純利益                  |          | 55,497         |                          |          |
| 非支配株主に帰属する当期純損失        |          | 83             |                          |          |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |          | <b>55,580</b>  |                          |          |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 株 主 資 本 |         |         |         |         |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                      | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計  |
| 当期首残高                | 51,276  | 323,609 | 162,708 | △18,159 | 519,434 |
| 当期変動額                |         |         |         |         |         |
| 新株の発行                | 193     | 193     | —       | —       | 387     |
| 剰余金の配当               | —       | —       | △7,640  | —       | △7,640  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      | —       | —       | 55,580  | —       | 55,580  |
| 自己株式の取得              | —       | —       | —       | △15,012 | △15,012 |
| 自己株式の処分              | —       | 54      | —       | 181     | 236     |
| 連結及び持分法適用範囲の変更       | —       | —       | 31      | —       | 31      |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | —       | △0      | —       | —       | △0      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  | —       | —       | —       | —       | —       |
| 当期変動額合計              | 193     | 248     | 47,971  | △14,831 | 33,582  |
| 当期末残高                | 51,470  | 323,857 | 210,679 | △32,990 | 553,017 |

(単位：百万円)

| 科 目                  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |          |                    |         | 新株<br>予約権 | 非支配株<br>主持分 | 純資産<br>合計 |
|----------------------|-----------------------|---------|----------|--------------------|---------|-----------|-------------|-----------|
|                      | その他の有価証券評価差額金         | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係るその他の包括利益累計額 | 調整累計額合計 |           |             |           |
| 当期首残高                | 5,514                 | 2       | 20,931   | 237                | 26,685  | 886       | 5,512       | 552,519   |
| 当期変動額                |                       |         |          |                    |         |           |             |           |
| 新株の発行                | —                     | —       | —        | —                  | —       | —         | —           | 387       |
| 剰余金の配当               | —                     | —       | —        | —                  | —       | —         | —           | △7,640    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      | —                     | —       | —        | —                  | —       | —         | —           | 55,580    |
| 自己株式の取得              | —                     | —       | —        | —                  | —       | —         | —           | △15,012   |
| 自己株式の処分              | —                     | —       | —        | —                  | —       | —         | —           | 236       |
| 連結及び持分法適用範囲の変更       | —                     | —       | —        | —                  | —       | —         | —           | 31        |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | —                     | —       | —        | —                  | —       | —         | —           | △0        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)  | 5,814                 | △2      | 6,721    | 1,682              | 14,216  | △387      | 893         | 14,722    |
| 当期変動額合計              | 5,814                 | △2      | 6,721    | 1,682              | 14,216  | △387      | 893         | 48,304    |
| 当期末残高                | 11,329                | 0       | 27,652   | 1,919              | 40,901  | 499       | 6,405       | 600,824   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 38社

#### (2) 主要な連結子会社の名称

(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟三越伊勢丹、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、米国三越 I N C.、(株)エムアイカード

当連結会計年度において、ミツコシ フェデラル リテイル I N C.は重要性が増したため連結の範囲に含めております。

#### (3) 主要な非連結子会社の名称

(株)レオテックス、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)愛生、(株)レオマート

#### (4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 6社

新光三越百貨股份有限公司、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローバーC o., L t d.、新宿サブナード(株)、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社

当連結会計年度において、仁恒伊勢丹商業有限公司は、一部持分の売却により持分法適用の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社（サカエチカマチ(株)他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

#### (3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンLtd.、米国三越INC.、イタリア三越S.r.l.、イセタンミツコシ(イタリア)S.r.l.、ミツコシ フェデラル リテイル INC.の決算日は12月末日でありますが、連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

|                 |                                                                                                                                                |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 満期保有目的の債券       | 償却原価法                                                                                                                                          |
| その他有価証券         |                                                                                                                                                |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 連結決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)                                                                                |
| 市場価格のない株式等      | 主として移動平均法による原価法<br>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |

##### 棚卸資産

|     |                                        |
|-----|----------------------------------------|
| 商品  | 主として売価還元法による原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法) |
| その他 | 主として先入先出法による原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法) |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

主として定額法

無形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

他社でも利用可能な全国百貨店共通商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社グループは、持株会社体制のもと、百貨店業を中心として、金融・クレジット・友の会業、不動産業等の事業を展開しております。セグメント別の収益の計上基準等は以下のとおりです。

#### (百貨店業)

##### ①商品の販売に係る収益認識

百貨店業においては、衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、EC等による商品の販売については、商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、消化仕入に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

##### ②自社ポイント制度に係る収益認識

百貨店業においては、エムアイカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

##### ③商品券に係る収益認識

百貨店業においては、自社で発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

#### (クレジット・金融・友の会業)

クレジット・金融・友の会業においては、クレジットカードの発行と運営等を行っており、会員からの年会費、百貨店及び外部加盟店からの手数料を主な収益として認識しております。年会費については、年会費の対象となる期間の時の経過に応じて収益を認識しております。手数料については、契約に定める料率等に基づき、クレジットカード等の使用に応じて収益を認識しております。

## (不動産業)

不動産業においては、建装・デザイン事業を行っており、工事契約の履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

### (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

#### ①繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

#### ②重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引

ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金の支払金利

ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

#### ③退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

#### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として7～10年）による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### ④のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、13年間の均等償却を行っております。

#### ⑤グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## [会計上の見積りに関する注記]

### 1. 国内百貨店事業における固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 723百万円 固定資産 601,004百万円

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の予算を基礎に、為替相場の変動、エネルギー価格や物価の高騰など、引き続き将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた外部の不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

##### ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の見通しであります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部調査機関の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の見通しについては、外部業界団体の国際輸送予測情報を基に、インバウンド需要が伸長するものと仮定しております。

##### ③翌年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 43,623百万円

これは、主にグループ通算制度を適用している会社（以下「グループ通算制度適用会社」という。）において計上されております。

### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測されるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年で繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

グループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りは、翌年度の予算を基礎に、為替相場の変動、エネルギー価格や物価の高騰など、引き続き将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

#### ②主要な仮定

グループ通算制度適用会社の将来課税所得の見積りにおける主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の見通しであります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部調査機関の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の見通しについては、外部業界団体の国際輸送予測情報を基に、インバウンド需要が伸長するものと仮定しております。

#### ③翌年度の連結計算書類に与える影響

予測されるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りについては、外部情報を含めて入手可能な情報を利用するとともに、将来の不確実性に対処すべく3年間の見積可能期間において見積りを行っております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、翌年度において繰延税金資産計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3. (株)エムアイフードスタイルに係るのれんの減損の兆候に関する判断

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 9,489百万円

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

(株)エムアイフードスタイルを連結子会社化した際に発生したのれんを含む固定資産の減損の兆候に関する判断は、資産グループにのれんを加えたより大きな単位で行っております。

当該のれんは、(株)エムアイフードスタイルの将来の超過収益力に基づき計上しております。のれんの償却期間については、企業結合の対価の算定基礎とした投資の合理的な回収期間に基づいて決定しており、その効果の発現する期間にわたって規則的に償却しておりますが、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合や経営環境の著しい悪化が生じた場合など、取得時に策定した事業計画よりも実績が著しく下方に乖離し、超過収益力が毀損して減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

なお、当連結会計年度においては、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討により、減損の兆候の有無を検討した結果、(株)エムアイフードスタイルののれんに減損の兆候はないとの判断しております。

##### ②主要な仮定

将来事業計画に用いた主要な仮定は、P B商品強化による売上総利益の改善、既存店売上の維持及び新規出店による成長戦略であります。

P B商品強化による売上総利益の改善については、当該会社の強みである顧客基盤と独自性の強い商品開発力を活かしたP B商品の販売拡大により、売上総利益が改善すると仮定しております。

既存店売上の維持については、(株)エムアイフードスタイルの強みである顧客基盤に対応した販売戦略及び継続的な販促活動を通じた過去の売上実績と、スーパーマーケット業界の動向を考慮し、同水準の売上が維持されると仮定しております。

新規出店による成長戦略については、将来の事業計画においてスーパーマーケット店舗の継続した新規出店を予定しており、新規出店を実現することでスーパーマーケット事業の売上が拡大成長するものと仮定しております。

##### ③翌年度の連結計算書類に与える影響

将来事業計画に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、のれんを含む資産グループにおいて減損の兆候があると認められ、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 381,208百万円 |
| 2. 偶発債務           |            |
| 保証債務等             |            |
| 従業員住宅ローン保証        | 21百万円      |
| 関係会社借入金等債務保証      |            |
| (株)ジェイアール西日本伊勢丹   | 8,040百万円   |
| 保証債務等合計           | 8,061百万円   |
| 3. 棚卸資産の内訳        |            |
| 商品                | 23,779百万円  |
| 製品                | 372百万円     |
| 仕掛品               | 487百万円     |
| 原材料及び貯蔵品          | 616百万円     |
| 棚卸資産合計            | 25,255百万円  |

[連結損益計算書に関する注記]

1. 減損損失

当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

| 用途 | 種類                      | 減損損失<br>(百万円)    | 場所                |
|----|-------------------------|------------------|-------------------|
| 店舗 | 建物及び構築物<br>使用権資産<br>その他 | 32<br>637<br>300 | シンガポール伊勢丹（シンガポール） |
| 店舗 | 建物及び構築物<br>差入保証金<br>その他 | 391<br>245<br>13 | クイーンズ伊勢丹（東京都杉並区他） |
| 店舗 | 建物及び構築物<br>その他          | 292<br>121       | 伊勢丹立川店（東京都立川市）    |
| 店舗 | 建物及び構築物<br>差入保証金<br>その他 | 5<br>272<br>5    | 中小型店舗（東京都渋谷区他）    |
| 店舗 | 建物及び構築物<br>その他          | 283<br>61        | 天津伊勢丹（中国 天津市）他    |
|    | 合計                      | 2,662            |                   |

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、1,205百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準しております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約7%～9%で割り引いて算定しております。

## 2. 貸貸借契約変更損

店舗の貸貸借契約について、敷金返還請求権や原状回復義務等の条件変更を行ったことにより発生したもの

です。

## 3. 事業構造改善費用

(株)広島三越、(株)高松三越のネクストキャリア制度の実施に伴う費用等であります。

### [連結株主資本等変動計算書に関する注記]

#### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 397,265,054株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当金の支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2023年6月20日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 3,055           | 8.00            | 2023年3月31日 | 2023年6月21日  |
| 2023年11月10日<br>取締役会  | 普通株式  | 4,585           | 12.00           | 2023年9月30日 | 2023年12月11日 |

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2024年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年6月24日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式  | 利益<br>剰余金 | 8,257           | 22.00           | 2024年3月31日 | 2024年6月25日 |

|                                                          |          |
|----------------------------------------------------------|----------|
| 3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数 |          |
| 普通株式                                                     | 447,100株 |

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 項目              | 連結貸借対照表計上額 | 時価     | 差額     |
|-----------------|------------|--------|--------|
| (1)有価証券及び投資有価証券 |            |        |        |
| ①満期保有目的の債券      | 2,835      | 2,831  | △4     |
| ②その他有価証券        | 28,446     | 28,446 | —      |
| (2)差入保証金        | 37,438     |        |        |
| 貸倒引当金           | △305       |        |        |
|                 | 37,133     | 35,002 | △2,131 |
| 資産計             | 68,415     | 66,280 | △2,135 |
| (1)社債           | 20,000     | 19,741 | △259   |
| (2)長期借入金        | 68,300     | 67,596 | △703   |
| 負債計             | 88,300     | 87,337 | △962   |
| デリバティブ取引        | 0          | 0      | —      |

(注1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「コマーシャル・ペーパー」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は102,555百万円であります。

(注4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価は上記に含めておりません。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の連結貸借対照表計上額は、302百万円であります。

(注5) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分           | 時価（百万円） |      |      |   | 合計     |
|--------------|---------|------|------|---|--------|
|              | レベル1    | レベル2 | レベル3 |   |        |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |      |      |   |        |
| その他有価証券      |         |      |      |   |        |
| 株式           | 28,446  | —    | —    | — | 28,446 |
| デリバティブ取引     | —       | 0    | —    | — | 0      |
| 資産計          | 28,446  | 0    | —    | — | 28,446 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分           | 時価（百万円） |        |        |        |
|--------------|---------|--------|--------|--------|
|              | レベル1    | レベル2   | レベル3   | 合計     |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |        |        |        |
| 満期保有目的の債券    | —       | 2,831  | —      | 2,831  |
| 差入保証金        | —       | —      | 35,002 | 35,002 |
| 資産計          | —       | 2,831  | 35,002 | 37,833 |
| 社債           | —       | 19,741 | —      | 19,741 |
| 長期借入金        | —       | 67,596 | —      | 67,596 |
| 負債計          | —       | 87,337 | —      | 87,337 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している公社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債は市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっており、金利スワップは市場金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。長期借入金は金利スワップの特例処理の対象として当該金利スワップと一緒にとして処理しており、レベル2の時価に分類しております。

### [賃貸等不動産に関する注記]

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。

#### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

|        | 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度末の時価 |
|--------|------------|-------------|
| 賃貸等不動産 | 115,815    | 196,474     |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

|                       | 百貨店業    | 報告セグメント       |         |          | その他      | 合計       |         |
|-----------------------|---------|---------------|---------|----------|----------|----------|---------|
|                       |         | クレジット・金融・友の会業 | 不動産業    | 計        |          |          |         |
| 三越伊勢丹                 | 伊勢丹新宿本店 | 149,855       | -       | -        | 149,855  | -        | 149,855 |
|                       | 三越日本橋本店 | 61,053        | -       | -        | 61,053   | -        | 61,053  |
|                       | 三越銀座店   | 38,042        | -       | -        | 38,042   | -        | 38,042  |
|                       | 伊勢丹浦和店  | 11,999        | -       | -        | 11,999   | -        | 11,999  |
|                       | 伊勢丹立川店  | 12,082        | -       | -        | 12,082   | -        | 12,082  |
| 岩田屋三越                 | 岩田屋本店   | 29,153        | -       | -        | 29,153   | -        | 29,153  |
| 名古屋三越                 | 名古屋三越栄店 | 15,158        | -       | -        | 15,158   | -        | 15,158  |
| 新潟三越伊勢丹               | 新潟伊勢丹店  | 14,257        | -       | -        | 14,257   | -        | 14,257  |
| その他店舗                 |         | 103,344       | -       | -        | 103,344  | -        | 103,344 |
| クレジット・金融・友の会業         |         | -             | 29,024  | -        | 29,024   | -        | 29,024  |
| 不動産業                  |         | -             | -       | 20,578   | 20,578   | -        | 20,578  |
| その他                   |         | -             | -       | -        | -        | 91,071   | 91,071  |
| 顧客との契約から生じる収益         |         | 434,947       | 29,024  | 20,578   | 484,550  | 91,071   | 575,621 |
| その他の収益                |         | 13,372        | 3,742   | 6,208    | 23,322   | 51       | 23,374  |
| セグメント間の内部売上高<br>又は振替高 | △ 2,836 | △ 13,399      | △ 5,667 | △ 21,903 | △ 40,650 | △ 62,554 |         |
| 外部顧客への売上高             | 445,482 | 19,367        | 21,119  | 485,969  | 50,472   | 536,441  |         |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業等を含んでおります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] の 4.会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：百万円)

|               | 当連結会計年度期首残高<br>(2023年4月1日) | 当連結会計年度期末残高<br>(2024年3月31日) |
|---------------|----------------------------|-----------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 133,285                    | 153,021                     |
| 契約資産          | 636                        | 1,480                       |
| 契約負債          | 100,386                    | 99,132                      |

契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

2024年3月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は79,459百万円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から9年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は6,338百万円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

### [1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 1,582円36銭
- 1株当たり当期純利益 145円79銭

[重要な後発事象に関する注記]

1. 株式取得契約の締結

当社の子会社である株式会社三越伊勢丹（以下、「三越伊勢丹」）は、2024年4月1日に三越伊勢丹の子会社でありシンガポールにて伊勢丹の店舗を展開する Isetan (Singapore) Limitedと、同社の発行済株式の全て（三越伊勢丹が保有する対象会社株式を除く。）を取得することにより完全子会社化する手続きを開始することについて合意し、本件株式取得の実行に関するImplementation Agreementを締結しました。

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 取得株式数       | 19,500,000株              |
| (2) 取得価額        | 約140百万シンガポールドル（約157億円）予定 |
| (3) 取得の時期       | 2024年8月 予定               |
| (4) 株式取得方法及び手続き |                          |

本件株式取得は、シンガポール会社法及びシンガポールの買収合併コード（Singapore Code on Take-overs and Mergers、以下「本買収コード」）に基づくスキーム・オブ・アレンジメント（Scheme of Arrangement、以下「SOA」）により実施される予定です。SOAとは、シンガポール会社法上の株式取得手続きであり、対象会社の賛同の下、同社の株主の承認及びシンガポールの裁判所の許可を取得することにより、対象会社の既存株主から対象会社株式が移転する友好的な株式取得方法です。SOA成立のためには、対象会社の株主総会決議において、出席し、かつ、決議に参加した株主のうち、過半数かつ株式価値の75%以上の承認が得られることに加え、シンガポールの裁判所からの許可の取得等が必要となります。なお、三越伊勢丹は本買収コードの要請により当該株主総会において議決権を行使いたしません。ただし、上記株主の承認及び裁判所からの許可が得られない場合には、本件株式取得が実現しない可能性があります。

2. 自己株式の消却

当社は、2024年2月2日開催の取締役会決議に基づき実施した会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、取得した自己株式の全株式数を会社法第178条の規定に基づき下記の通り消却いたしました。

- |               |            |
|---------------|------------|
| (1) 消却した株式の種類 | 普通株式       |
| (2) 消却した株式の数  | 7,002,400株 |
| (3) 消却日       | 2024年4月30日 |

### 3. 自己株式の取得及び消却

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

#### (1)自己株式の取得および消却を行う理由

当社は、企業価値の長期的な向上をはかりつつ株主の皆さまへの利益還元を行っております。現中期経営計画におきましては、安定的な配当水準の維持、利益成長にあわせた中長期的な増配に加え、自己株式取得を組み合わせたトータルな還元を、総還元性向50%の水準を意識して行うことを基本方針としております。この方針のもと、直近の業績動向、財務の健全性、株価水準等を総合的に勘案し、下記の通り自己株式を取得することいたしました。また、取得した自己株式は、全株式を消却いたします。

#### (2)取得に係る事項の内容

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| ・ 取得対象株式の種類  | 普通株式                   |
| ・ 取得する株式の総数  | 8,500,000株（上限）         |
| ・ 株式の取得価額の総額 | 15,000,000,000円（上限）    |
| ・ 取得期間       | 2024年5月15日～2024年10月31日 |
| ・ 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付        |

#### (3)消却に係る事項の内容

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| ・ 消却対象株式の種類 | 普通株式                  |
| ・ 消却する株式の数  | 上記(2)により取得した自己株式の全株式数 |
| ・ 消却予定日     | 2024年11月29日           |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 関 口 依 里  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 衣 川 清 隆  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 高 田 雅 代  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

# 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

| 科 目         | 金 額            |
|-------------|----------------|
| <b>資産の部</b> |                |
| 流動資産        | 692,377        |
| 現金及び預金      | 156,390        |
| 関係会社短期貸付金   | 22,896         |
| 未収収益        | 137,907        |
| その他         | 7,628          |
| 貸倒引当金       | 1,070          |
| 固定資産        | △13,112        |
| 有形固定資産      | 535,945        |
| 器具及び備品      | 2              |
| 無形固定資産      | 2              |
| ソフトウェア      | 4              |
| 投資その他の資産    | 535,938        |
| 投資有価証券      | 696            |
| 関係会社株式      | 461,013        |
| 関係会社長期貸付金   | 73,300         |
| 繰延税金資産      | 926            |
| その他         | 41             |
| <b>合計</b>   | <b>692,377</b> |

| (単位：百万円)     |                |
|--------------|----------------|
| 科 目          | 金 額            |
| <b>負債の部</b>  | 235,052        |
| 流動負債         | 158,582        |
| 短期借入金        | 19,700         |
| 関係会社短期借入金    | 111,113        |
| コマーシャル・ペーパー  | 25,000         |
| 未払金          | 532            |
| 未払費用         | 1,600          |
| 賞与引当金        | 152            |
| 未払法人税等       | 229            |
| その他          | 252            |
| 固定負債         | 76,470         |
| 社債           | 20,000         |
| 長期借入金        | 53,300         |
| 関係会社事業損失引当金  | 3,170          |
| <b>純資産の部</b> | 457,325        |
| 株主資本         | 456,825        |
| 資本金          | 51,470         |
| 資本剩余金        | 398,062        |
| 資本準備金        | 19,818         |
| その他資本剩余金     | 378,244        |
| 利益剩余金        | 40,286         |
| その他利益剩余金     | 40,286         |
| 繰越利益剩余金      | 40,286         |
| 自己株式         | △32,993        |
| 新株予約権        | 499            |
| <b>合計</b>    | <b>692,377</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |               |
|-----------------|--------|---------------|
| <b>営業収益</b>     |        |               |
| 受取配当金           | 22,296 |               |
| 経営指導料           | 7,213  |               |
| 役務収益            | 1,006  | <b>30,515</b> |
| 販売費及び一般管理費      |        | 8,036         |
| <b>営業利益</b>     |        |               |
| 営業外収益           |        |               |
| 受取利息            | 1,025  |               |
| その他             | 2,140  | 3,166         |
| 営業外費用           |        |               |
| 支払利息            | 1,040  |               |
| その他             | 287    | 1,328         |
| <b>経常利益</b>     |        |               |
| 特別損失            |        |               |
| 投資有価証券評価損       | 444    | 444           |
| <b>税引前当期純利益</b> |        |               |
| 法人税、住民税及び事業税    | △34    |               |
| 法人税等調整額         | △438   | △472          |
| <b>当期純利益</b>    |        |               |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                 | 株 主 資 本 |        |              |             |              |             |
|---------------------|---------|--------|--------------|-------------|--------------|-------------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金  |              |             | 利益剰余金        |             |
|                     |         | 資本準備金  | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当期首残高               | 51,276  | 19,624 | 378,189      | 397,813     | 23,581       | 23,581      |
| 当期変動額               |         |        |              |             |              |             |
| 新株の発行               | 193     | 193    | —            | 193         | —            | —           |
| 剰余金の配当              | —       | —      | —            | —           | △7,640       | △7,640      |
| 当期純利益               | —       | —      | —            | —           | 24,345       | 24,345      |
| 自己株式の取得             | —       | —      | —            | —           | —            | —           |
| 自己株式の処分             | —       | —      | 54           | 54          | —            | —           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | —       | —      | —            | —           | —            | —           |
| 当期変動額合計             | 193     | 193    | 54           | 248         | 16,705       | 16,705      |
| 当期末残高               | 51,470  | 19,818 | 378,244      | 398,062     | 40,286       | 40,286      |

(単位：百万円)

| 科 目                 | 株 主 資 本 |         | 評価・換算差額等<br>その他有価証券評価・換算差額等<br>評価差額金 | 新株予約権 | 純資産合計       |
|---------------------|---------|---------|--------------------------------------|-------|-------------|
|                     | 自己株式    | 株主資本合計  |                                      |       |             |
| 当期首残高               | △18,162 | 454,509 | —                                    | —     | 886 455,395 |
| 当期変動額               |         |         |                                      |       |             |
| 新株の発行               | —       | 387     | —                                    | —     | 387         |
| 剰余金の配当              | —       | △7,640  | —                                    | —     | △7,640      |
| 当期純利益               | —       | 24,345  | —                                    | —     | 24,345      |
| 自己株式の取得             | △15,012 | △15,012 | —                                    | —     | △15,012     |
| 自己株式の処分             | 181     | 236     | —                                    | —     | 236         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | —       | —       | —                                    | △387  | △387        |
| 当期変動額合計             | △14,831 | 2,316   | —                                    | △387  | 1,929       |
| 当期末残高               | △32,993 | 456,825 | —                                    | 499   | 457,325     |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

|                 |                                                           |
|-----------------|-----------------------------------------------------------|
| 子会社株式及び関連会社株式   | 移動平均法による原価法                                               |
| その他有価証券         |                                                           |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等      | 主として移動平均法による原価法                                           |

### 2. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

#### 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約により生じる収益は、主に子会社からの経営管理料となります。経営管理料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

[表示方法の変更]

(貸借対照表関係)

前事業年度において、区分掲記しております流動資産の「未収還付法人税等」は、金額的重要性が減少したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. (株)エムアイフードスタイルに係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|               |           |
|---------------|-----------|
| エムアイフードスタイル株式 | 12,059百万円 |
|---------------|-----------|

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式のため、当該会社の株式評価においては、関係会社株式の実質価額と帳簿価額を比較検討することにより、関係会社株式の評価損計上の要否を判断しております。関係会社株式の実質価額は、当該会社の純資産額に超過収益力を反映した金額で評価しており、超過収益力は将来の事業計画に基づき評価しております。

当事業年度においては、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討により、超過収益力が毀損していることを示す事象は識別されず、実質価額の著しい低下はないと判断して、当該会社の関係会社株式について評価損を計上しておりません。

②主要な仮定

関係会社株式の実質価額に反映している超過収益力は、将来の事業計画に基づき評価しており、当該事業計画に用いた主要な仮定について、詳細は連結注記表[会計上の見積りに関する注記]の3. (株)エムアイフードスタイルに係るのれんの減損の兆候に関する判断をご参照ください。

③翌年度の計算書類に与える影響

将来事業計画に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、当該会社の関係会社株式の実質価額が著しく低下し、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 4百万円

保証債務

関係会社の借入金に対する債務保証  
株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 8,040百万円

関係会社に対する短期金銭債権  
関係会社に対する短期金銭債務 8,001百万円  
1,657百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高  
営業収益 30,515百万円  
販売費及び一般管理費 752百万円  
営業取引以外の取引高 1,684百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当期首株式数     | 増加        | 減少      | 当期末株式数     |
|-------|------------|-----------|---------|------------|
| 普通株式  | 15,048,154 | 7,029,602 | 150,316 | 21,927,440 |

- (注) (1) 増加は、単元未満株式の買取請求によるもの7,502株、取締役会決議による自己株式取得によるもの7,002,400株、及び譲渡制限付株式報酬として付与した自己株式の無償取得によるもの19,700株です。
- (2) 減少は、単元未満株式の買増請求によるもの16株及び、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの150,300株です。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|             |            |
|-------------|------------|
| 賞与引当金       | 46百万円      |
| 未払費用        | 271百万円     |
| 未払事業税等      | 69百万円      |
| ストックオプション費用 | 110百万円     |
| 関係会社株式評価損   | 7,850百万円   |
| 関係会社事業損失引当金 | 970百万円     |
| 貸倒引当金       | 4,014百万円   |
| 繰越欠損金       | 5,654百万円   |
| その他         | 439百万円     |
| 繰延税金資産小計    | 19,427百万円  |
| 評価性引当額      | △18,500百万円 |
| 繰延税金資産合計    | 926百万円     |

(注)グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性       | 会社等の名称               | 議決権等の所有割合<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係              | 取引の内容              | 取引金額   | 科目            | 期末残高   |
|----------|----------------------|----------------------|------------------------|--------------------|--------|---------------|--------|
| 子会社      | 株式会社三越伊勢丹            | 直接 100%              | 役員の兼任<br>経営管理等<br>資金貸借 | 経営管理料の受取<br>(注1)   | 6,638  | 未収収益          | 7,301  |
|          |                      |                      |                        | 経理業務委託料<br>(注1)    | 424    | 未収収益          | 44     |
|          |                      |                      |                        | 資金の受取(注2)          | 528    | 関係会社<br>短期貸付金 | 69,671 |
|          |                      |                      |                        | 利息の受取(注3)          | 658    | 関係会社<br>長期貸付金 | 73,300 |
|          |                      |                      |                        | 資金の返済(注2)          | 7,273  | 未収収益          | 44     |
|          |                      |                      |                        | 利息の支払(注3)          | 10     | -             | -      |
|          |                      |                      |                        | 出向者人件費の立<br>替払(注4) | 3,815  | 未払費用          | 215    |
|          |                      |                      |                        | 資金の貸付<br>(注2、注5)   | 678    | 関係会社<br>短期貸付金 | 8,200  |
| 子会社      | 株式会社松山三越             | 直接 100%              | 資金貸借                   | 資金の貸付<br>(注2、注5)   | 678    | 関係会社<br>短期貸付金 | 8,200  |
| 子会社      | 株式会社エムアイカード          | 直接 100%              | 資金貸借                   | 資金の貸付(注2)          | 10,629 | 関係会社<br>短期貸付金 | 39,686 |
| 子会社      | 株式会社エムアイ友の会          | 間接 100%              | 資金貸借                   | 利息の受取(注3)          | 187    |               |        |
| 子会社      | 株式会社エムアイ友の会          | 間接 100%              | 資金貸借                   | 資金の返済(注2)          | 2,207  | 関係会社<br>短期借入金 | 79,331 |
| 関連<br>会社 | 株式会社ジエイアール<br>西日本伊勢丹 | 直接 40%               | 役員の兼任                  | 利息の支払(注3)          | 525    |               |        |
| 関連<br>会社 | 株式会社ジエイアール<br>西日本伊勢丹 | 直接 40%               | 役員の兼任                  | 債務保証               | 8,040  | -             | -      |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) (1) 経営管理料および経理業務委託料については、契約条件により決定しております。
- (2) 資金の貸借については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であります。
- (3) 貸付金・借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (4) 株式会社三越伊勢丹が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。
- (5) 当該子会社への短期貸付金に対し、8,200百万円の貸倒引当金を計上しております。
- また、当事業年度において678百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。当該子会社の債務超過額に対し、6百万円の関係会社事業損失引当金を計上しております。また、当事業年度において393百万円の関係会社事業損失引当金戻入益を計上しております。

## 2.役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合  | 関連当事者との関係            | 取引の内容                 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|------------|-----------------|----------------------|-----------------------|------|----|------|
| 役員 | 細谷 敏幸      | (被所有)<br>直接0.0% | 当社取締役代表執行役社長 CEO     | 金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 | 21   | -  | -    |
| 役員 | 牧野 欣功      | (被所有)<br>直接0.0% | 当社取締役執行役常務 CSDO 兼CFO | 金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 | 11   | -  | -    |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 謹度制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2023年8月2日（本自己株式処分の取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

### [収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、[重要な会計方針に係る事項に関する注記]の3. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### [1株当たり情報に関する注記]

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,217円11銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 63円86銭    |

### [重要な後発事象]

#### 1.自己株式の消却

連結注記表[重要な後発事象に関する注記]の2. 自己株式の消却に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 2.自己株式の取得及び消却

連結注記表[重要な後発事象に関する注記]の3.自己株式の取得及び消却に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 会計監査人 監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 依 里  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 衣 川 清 隆  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 高 田 雅 代  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じていている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査委員会 監査報告書

## 監査報告書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1.監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社等において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

### 2.監査の結果

#### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス 監査委員会  
常勤監査委員 石塚 由紀  
監査委員 古川 英俊  
監査委員 安藤 知子  
監査委員 越智 仁

(注) 監査委員 古川 英俊、安藤 知子、越智 仁は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

## 当社ウェブサイトのご案内

当社が開示している情報につきましては、以下のURLまたはQRコードよりアクセスいただけます。本「招集ご通知」と併せ、当社の取り組みをご参照ください。

### ▶ 株主総会関連資料

招集ご通知  
決議ご通知 など

▶ 株主総会をご覧ください。

アクセスはこちら▶  
<https://www.imhds.co.jp/ja/ir/stockholder/meeting.html>



### ▶ IR関連資料

▶ IR関連資料をご覧ください。

アクセスはこちら▶  
<https://www.imhds.co.jp/ja/ir/library/index.html>



### ▶ 決算関連資料

決算短信  
決算説明会資料 など

#### 決算情報

▶ 三越伊勢丹ホールディングス  
をご覧ください。

アクセスはこちら▶  
[https://www.imhds.co.jp/ja/ir/settlement/index\\_of\\_accounts.html](https://www.imhds.co.jp/ja/ir/settlement/index_of_accounts.html)



### ▶ その他IR資料

▶ 統合レポートをご覧ください。

アクセスはこちら▶  
<https://imhds.disclosure.site/ja/themes/136>



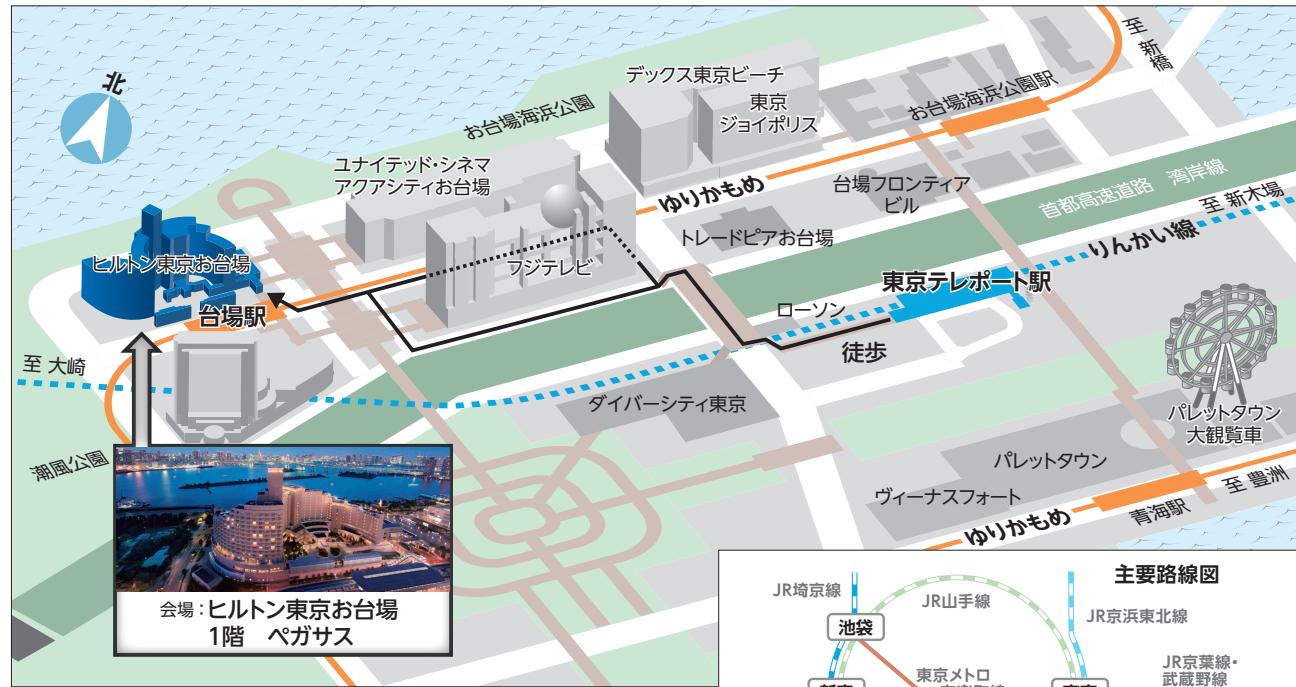
▶ サステナビリティレポート  
をご覧ください。

アクセスはこちら▶  
<https://imhds.disclosure.site/ja/themes/217>



# 定時株主総会会場 ご案内図

会場 東京都港区台場一丁目9番1号  
ヒルトン東京お台場  
1階 ペガサス



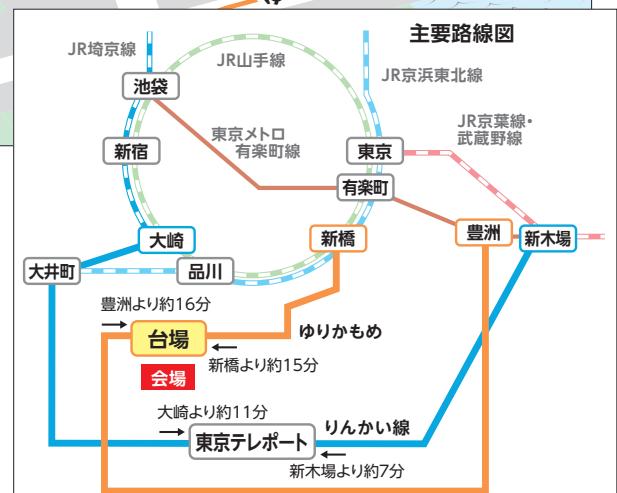
## 最寄駅

ゆりかもめ 台場駅直結（改札を出て左にお進みください）  
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分

路線バス 路線バスもご利用いただけます。

お台場レインボーバス（田町駅東口または品川駅港南口（東口）  
→ヒルトン東京お台場下車）  
(所要時間20分から25分前後)

総会会場と東京テレポート駅との送迎バスは運行いたしません。



駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

## 【株主総会のお土産に関するお知らせ】

本株主総会におけるお土産の配布はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。